

第1回新司法試験についてのアンケート集計結果

各法科大学院・各弁護士会へのアンケート発送日：2006年 5月19日

アンケート集計日：2006年 6月19日

アンケート対象者：新司法試験受験生(受験者数：2091人，採点対象者数：2087人)

アンケート回収数：302通

(1) 卒業した法科大学院名

愛知	青山学院	大阪	大阪市立	岡山	学習院
10	4	2	1	8	5
神奈川	関西	関東学院	九州	京都	京都産業
2	9	6	4	19	1
熊本	久留米	慶応	甲南	神戸	神戸学院
2	3	12	5	3	3
国学院	駒沢	上智	駿河台	成蹊	西南学院
2	10	10	2	2	1
専修	創価	大東文化	千葉	中央	東海
8	2	5	3	52	2
東京	東京都立	東北	東洋	名古屋	南山
9	9	5	2	5	2
新潟	日本	白鷗	広島	福岡	明治
2	13	3	9	3	20
明治学院	名城大学	山梨学院	横浜国立	立教	早稲田
2	1	5	2	8	3
無記入					
1					

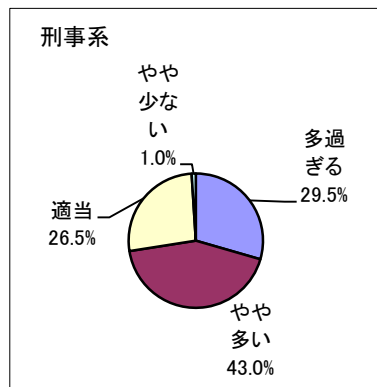
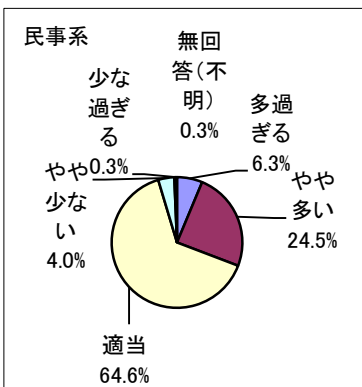
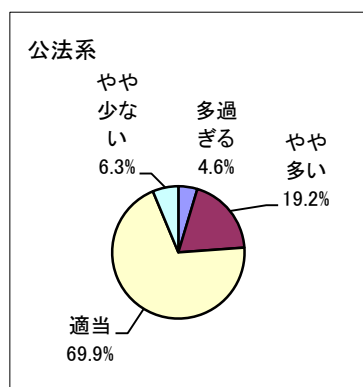
(2) 短答式試験についてのご意見 (該当する欄一つに○を記入してください)

a 問題の量について

	多過ぎる	やや多い	適当	やや少ない	少な過ぎる	無回答 (不明)
公法系	14	58	211	19	0	0

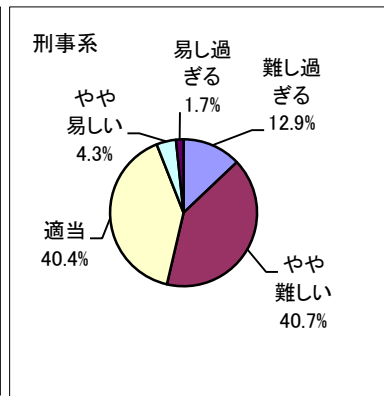
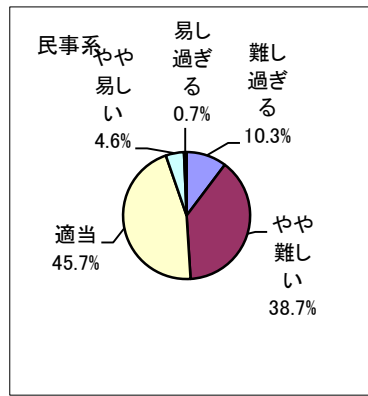
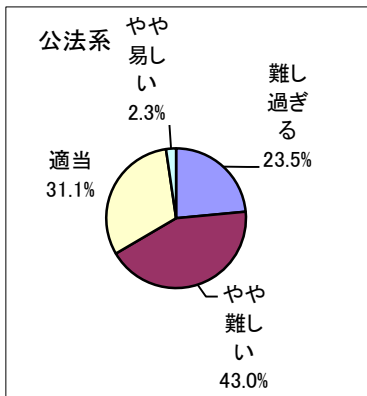
	多過ぎる	やや多い	適当	やや少ない	少な過ぎる	無回答 (不明)
民事系	19	74	195	12	1	1

	多過ぎる	やや多い	適当	やや少ない	少な過ぎる	無回答 (不明)
刑事系	89	130	80	3	0	0



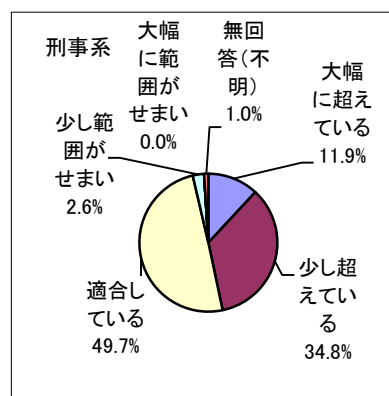
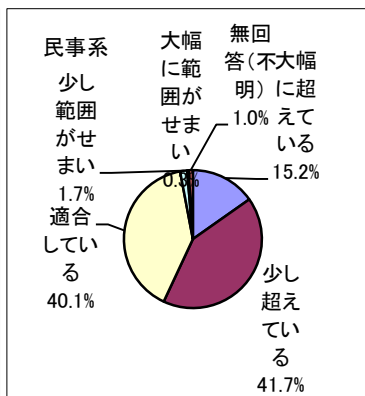
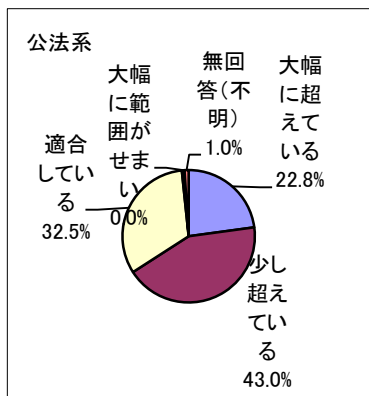
b 問題の難易について

	難しすぎる	やや難しい	適当	やや易しい	易しすぎる	無回答 (不明)
公法系	71	130	94	7	0	0
民事系	31	117	138	14	2	0
刑事系	39	123	122	13	5	0



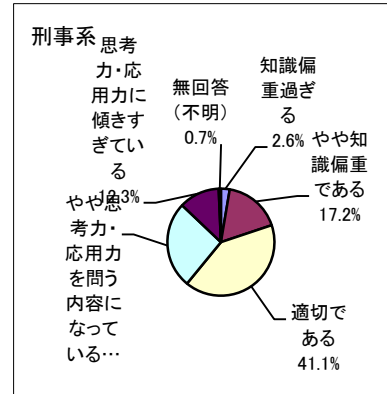
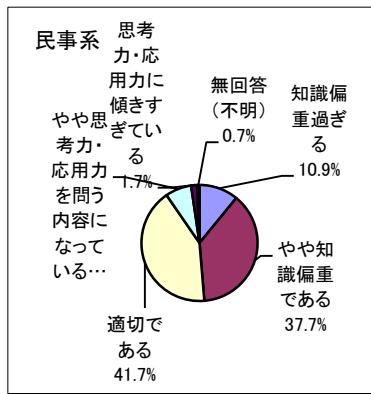
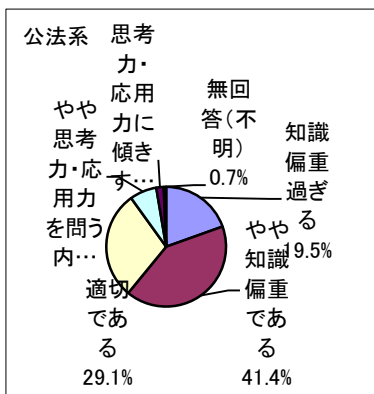
c 問題内容の範囲が法科大学院の教育内容と合致しているかについて

	大幅に超えている	少し超えている	適合している	少し範囲がせまい	大幅に範囲がせまい	無回答 (不明)
公法系	69	130	98	2	0	3
民事系	46	126	121	5	1	3
刑事系	36	105	150	8	0	3



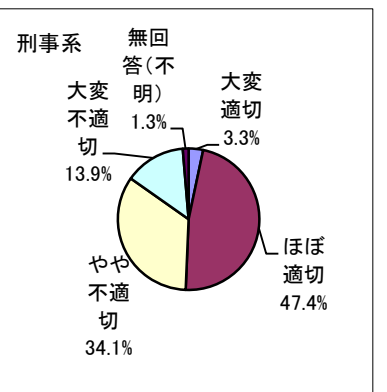
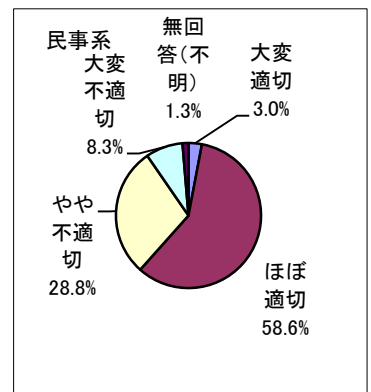
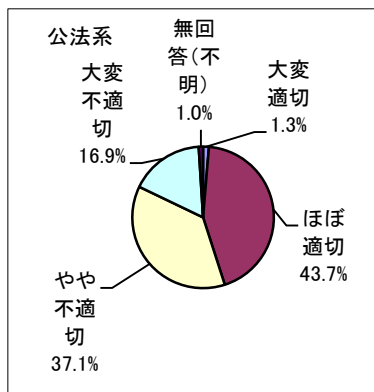
d 出題の意図と解答者に要求される知識及び思考力・応用力との関係について

	知識偏重過ぎる	やや知識偏重である	適切である	やや思考力・応用力を問う内容になっている	思考力・応用力に傾きすぎている	無回答（不明）
公法系	59	125	88	22	6	2
	知識偏重過ぎる	やや知識偏重である	適切である	やや思考力・応用力を問う内容になっている	思考力・応用力に傾きすぎている	無回答（不明）
民事系	33	114	126	22	5	2
	知識偏重過ぎる	やや知識偏重である	適切である	やや思考力・応用力を問う内容になっている	思考力・応用力に傾きすぎている	無回答（不明）
刑事系	8	52	124	79	37	2



e 法科大学院の教育を経た試験として適切かについて

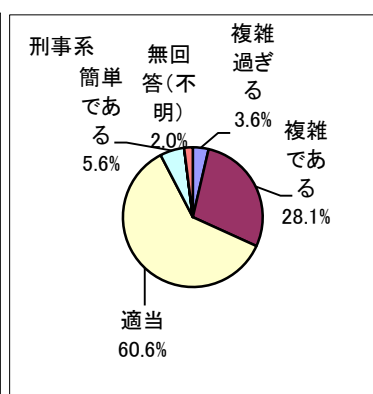
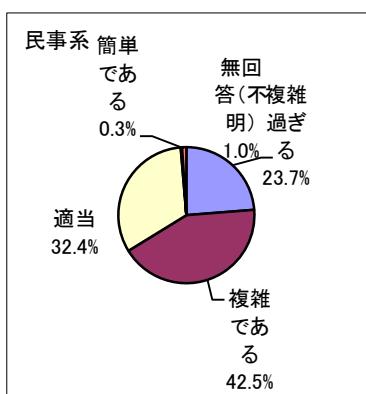
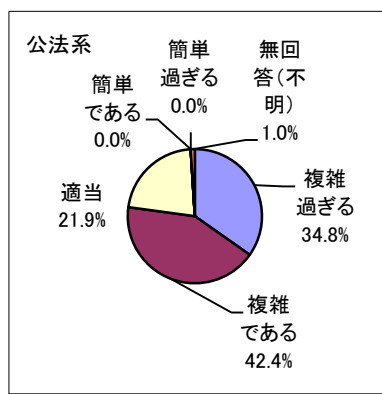
	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答（不明）
公法系	4	132	112	51	3
	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答（不明）
民事系	9	177	87	25	4
	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答（不明）
刑事系	10	143	103	42	4



(3) 論文式試験（必須科目）についてのご意見（該当する欄一つに○を記入してください）

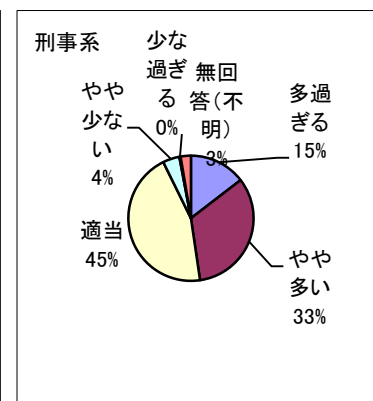
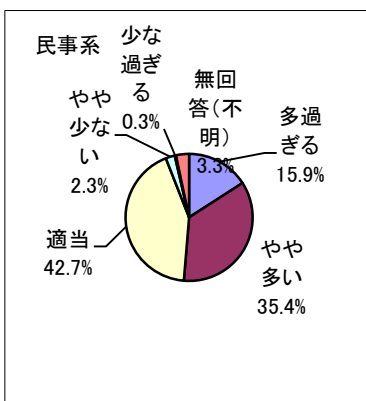
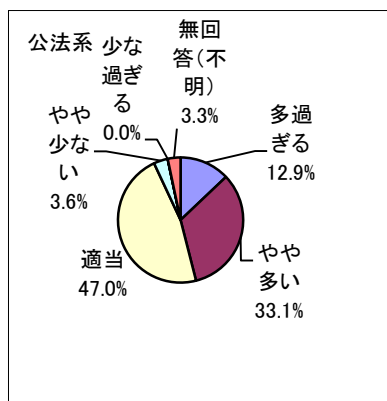
a 問題文の設定について

	複雑過ぎる	複雑である	適当	簡単である	簡単過ぎる	無回答（不明）
公法系	105	128	66	0	0	3
民事系	71	127	97	1	0	3
刑事系	11	85	183	17	0	6



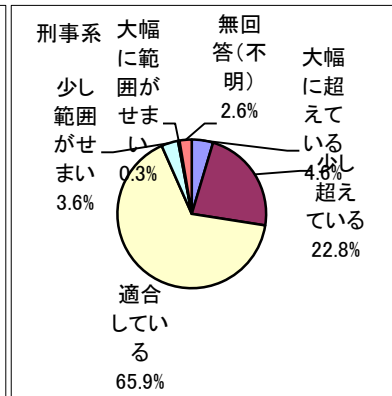
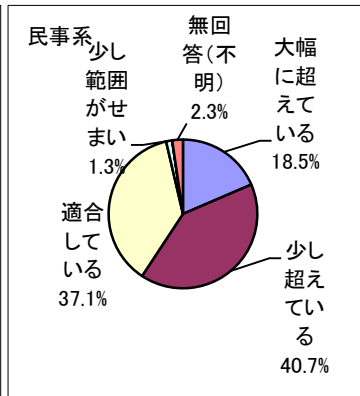
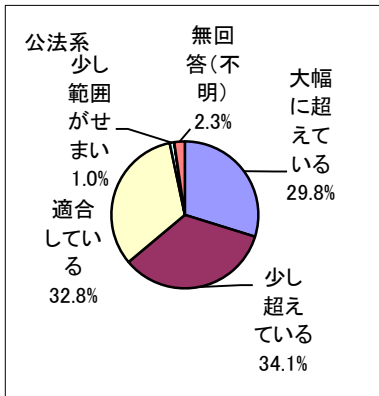
b 論点

	多過ぎる	やや多い	適当	やや少ない	少な過ぎる	無回答（不明）
公法系	39	100	142	11	0	10
民事系	48	107	129	7	1	10
刑事系	44	100	136	13	1	8



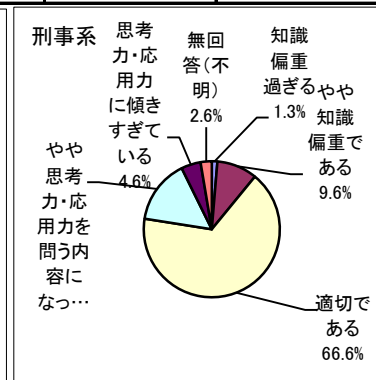
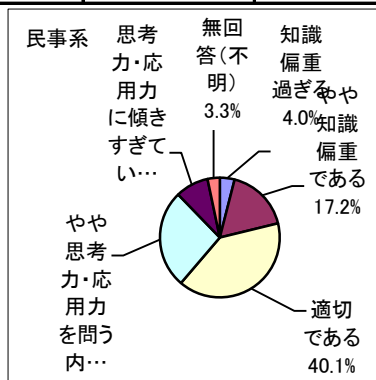
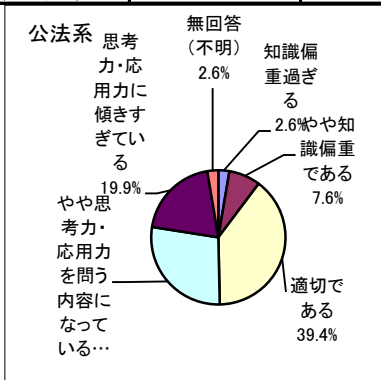
c 問題内容の範囲が法科大学院の教育内容と合致しているかについて

	大幅に超えている	少し超えている	適合している	少し範囲がせまい	大幅に範囲がせまい	無回答(不明)
公法系	90	103	99	3	0	7
民事系	56	123	112	4	0	7
刑事系	14	69	199	11	1	8



d 出題の意図と解答者に要求される知識及び思考力・応用力との関係について

	知識偏重過ぎる	やや知識偏重である	適切である	やや思考力・応用力を問う内容になっている	思考力・応用力に傾きすぎている	無回答(不明)
公法系	8	23	119	84	60	8
民事系	12	52	121	80	27	10
刑事系	4	29	201	46	14	8

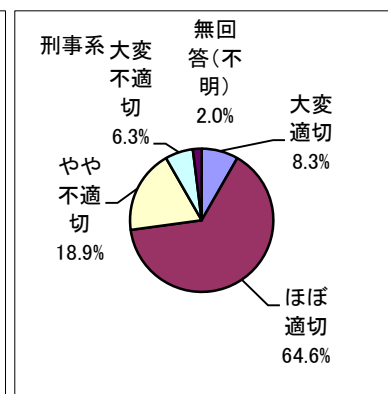
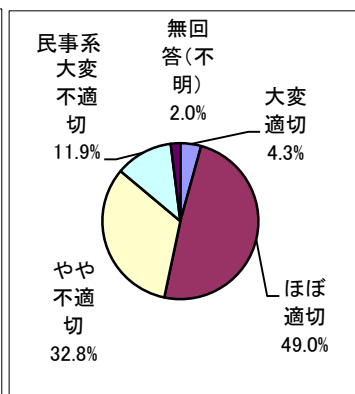
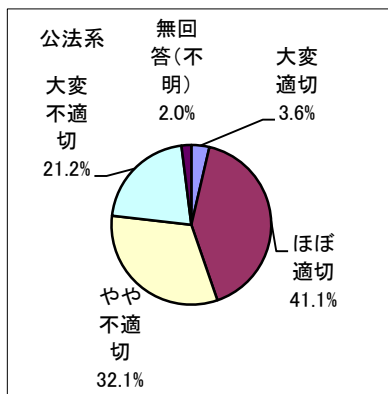


e 法科大学院の教育を経た試験として適切かについて

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答(不明)
公法系	11	124	97	64	6

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答(不明)
民事系	13	148	99	36	6

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答(不明)
刑事系	25	195	57	19	6

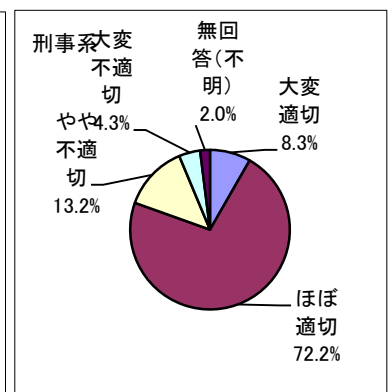
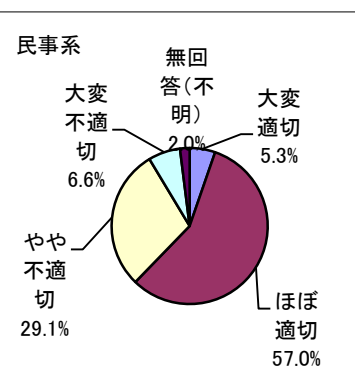
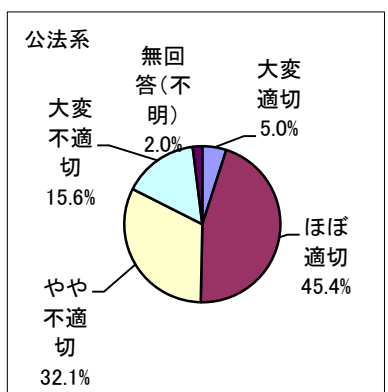


f 出題形式が適切かについて

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答(不明)
公法系	15	137	97	47	6

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答(不明)
民事系	16	172	88	20	6

	大変適切	ほぼ適切	やや不適切	大変不適切	無回答(不明)
刑事系	25	218	40	13	6



(4) 論文式試験(選択科目)についてご意見があれば、お書きください。

【倒産法】

- ・倒産法については適切な難易度と思う。
- ・倒産法は、プレテストに比べ、難易度、問題文の量など、大変適切であった。
- ・倒産法は、実務経験者が選択する割合が高いと聞き体系書を中心に勉強しては対応できないのではないかという不安をもって望んだ。しかし、体系書と百選をしっかりと勉強したことが報われるようなとても良い問題だった。
- ・①破産法—内容的には親切な呈示。但し、一度誤解してしまうと、全部に影響する。もう少し巾のある問題にして欲しい。②足切り制度は廃止、ないしフレックスに対応して欲しい。選択科目の公平のためにも。
- ・倒産法：1問目、易しい。趣旨まで書いた。どこまでのことを書けば良いのかわからなかった。2問目前段—出題者意図不明。後段—易しい。しかしその論点を知っているか知らないかだけ。
- ・倒産法：設問1は手続きの基本を問う問題で内容は適切。プレテストの反動かやや易。設問2は基本的な判例を応用して評価を加える問題として適切。ただし、初年度のため、判例まで手が回っていたかどうかで大きく差が出ると感じた。
- ・倒産法：第1問が基本的な条文の知識・理解を問う出題、第2問が判例の理解を問う出題でやや応用的なものとなっている。また各問題ともに破産法・民事再生法の双方について問われている。全体としてバランスの良い出題だと思う。またそれぞれ1ページに収まる分量であって、特に凝った形式を採っていない。1問当たり1時間30分という試験時間の観点からみて、これは妥当な範囲内だと思う。
- ・倒産法—基本的知識を問うもの(第1問) 多少の応用力を、反対説を意識しつつ問うもの(第2問) のバランスが良かったと思います。
- ・私は倒産法を選択したが、少々難易度が低かった気がした。もう少し応用力・思考力を試すべき。
- ・倒産法：プレテストと比較して解答し易かったと感じた学生が多かったようだ。だからといって、来年もっと難しくすべきだなどとは決して思わない。
- ・倒産法は、具体の事案を深く考えさせる良問だと思う。
- ・倒産法：レベル・問題形式とも、ほぼ適切であったと思う。手続法だから仕方がないが、条文を知っていた者、さがせた者勝ちではあるな、と思った。
- ・倒産法の試験は、ちょうど良いレベルだったと思う。
- ・倒産法：基本的な問題点を問う良問だったと思います。問題文の量、設問数も適切だったと思います。
- ・倒産法ですが、勉強の努力が反映される問題でよかったと思います。
- ・倒産法：この科目は、百選の判例をしっかりとおさえておくことが、スタートラインだと思うので、そこはしっかりやっておくべきだと思いました。
- ・倒産法：スタンダードな問題点が出題されており、勉強した者が点を取れる適切な問題だと思う。
- ・倒産法：問題文の量がわりと短く適切だった。
- ・倒産法については、手続の流れを問う問題と論点の理解を問う問題がバランスよく出されていたと思う。後者の問題については、素材となった判例の深い理解を求められているように感じた。
- ・倒産法：適切な問題だったと思う。
- ・倒産法において、破産法で大問1つ、民事再生法で大問題1つという形式にせず、小問の中で、破産・民事再生を混合して出す、という形式は、実力を測る上で適切だったと思います。
- ・倒産法は、プレテストよりやや優しくなった印象を受けた。難易度・分量としては適切だと思う。倒産法の法科大学院の授業は、全くと言っていいほど役に立っていない。

【租税法】

- ・租税法は、サンプル問題、プレテスト問題に比べて難しいと感じた(第2問について)。
- ・適切だったと思います。(租税法)
- ・租税法はやや難しく、予想を大きく裏切られた。第2問目は何を書いたらよいのかわからなかった。
- ・租税法：典型的な基本論点を出題して欲しい。単なる事実認定で終わるような問題なのか、学習していない論点なのか分からず困惑した。
- ・租税法：基本問題で良問であった。

【経済法】

- ・経済法に優秀な学生が集中する傾向があるが、偏差値で比較されると不利である。
- ・経済法に関しては、オーソドックスな点をきく良問であった。
- ・経済法に関していえば、基本的事項を問う良問だと思う。
- ・経済法について、一部民訴的事項をきいている設問があり、融合問題という点では適切なのかもしれないが、経済法の授業で要件事実などを学ぶことはほとんどありえないので、その点で若干疑問がありました。
- ・出身大学院の経済法の授業の範囲をこえるものではありませんでした。
- ・経済法は、特に複雑というわけでもなく、適切な問題だったと思います。
- ・問題は良問であったと思う(経済法)。

【知的財産法】

- ・特許法は、私個人としては授業が非常に有益であった出題であったが、普通の人々は難しすぎたのではないか。
- ・そもそも何を聞きたいのかわかりにくい。(知財)
- ・知財1問目：事例を把握するのに時間がかかり、答案構成をし、答案を作成する時間が少なくなり過ぎてしまったので、もう少し分かりやすい事例にしてほしい。知財2問目：特になし
- ・標準的にして差のつき易い問題だった。(知的財産法)
- ・知的財産法選択ですが、試験範囲が明確にされず非常に悩みました。明確な発表を他の科目のように望みます。
- ・予備校のような問題だった。(知財)
- ・素直な出題だと感じた。(知的財産法)
- ・知的財産法について、第一問と第二問の難易度が大きく異なる気がした。
- ・基本的な論点をふまえつつ、事案の具体的な分析を必要とする良問と感じた。時間も適当である。(知的財産法)
- ・知財を選択したが、選択科目だけが時間内において内容・ボリュームともに適切だった。
- ・特許法について、技術内容に関しては素人なので踏み込まないで欲しかった。
- ・知的財産法しか目を通していませんが、適切な試験であったと思います。

【労働法】

- ・労働法でしたが、適切でした。
- ・労働法選択だが、比較的平易で、授業を受けていれば十分対応できる内容だった。
- ・労働法については、問題の量、難易度はほぼ適切であったと思われる。
- ・知識と応用力のバランスが良かったと思う(労働法)。
- ・私は、労働法を選択していたのですが、労働法の問題は、法科大学院の授業をきちんと受ければ、得点できる問題だったと考えます。そのような意味では適切な問題だったのではないのでしょうか。
- ・もう少し事例が複雑でも良かったと思います(労働法)
- ・労働法は1問で十分と思う。内容は1問で十分だからその代わり時間も半分でいい。
- ・労働法の部分は大変良かった。
- ・労働法、適切な出題であると思われる。
- ・労働法ですが、1問目の論点が多過ぎます。普通に考えて4枚では足りません。
- ・労働法は論点主義的だった。
- ・労働法の出題内容は、それほど奇をてらったものではなかった。
- ・労働法の個別的労働関係の問題は、書くべき内容が多すぎるのではないかと思う。
- ・労働法：問題文の量、形式、難易度等、どれも適切であったと思う。もう少し具体的な事情があがっていると、あてはめがしやすかったかと思う。
- ・(労働)解答用紙の枚数が足りない。問題は良問だと思った。
- ・労働法：やや難しかったが、良問だったと思う。
- ・良い問題でした。(労働法)
- ・良問だったと思います(労働法)。
- ・労働法については、オーソドックスな問題で好印象でした。
- ・労働法：量が多い以外は適切と感じる。ただし請求額の計算をさせた意図がよくわからない。
- ・労働法：具体的請求額を問われたが、計算能力まで要求されるのか趣旨が知りたい。
- ・労働法：第1問で具体的請求金額を問われたが、法科大学院での講義の内容と比較すれば実務寄り過ぎるのではないかと感じました。

【環境法】

- ・環境法を選択したが、1問目がやや細かい知識を問いすぎている気がした。また2問目の設問2が、何を答えることを求めているのか、聞き方が曖昧すぎる気がした。
- ・環境法第1問目につき類似問題が××教授の××年度の問題（おそらく学部ネットで発見：×年廃棄物で検索でヒット）で出題されている。更に2000年の改正につき特に詳しく書かれた文献は一般的なものとして『プレップ環境法』があげられるが、発表は3月であり、あまり好ましい問題とはいえない。一部の学生だけに有利といえ、正式な説明の機会をもうけてほしい。特に×年度では学部からローに入った生徒はいたかという点も含めて調査をお願いしたい。
- ・環境法：①サンプル、プレと比べて聞かれていることが明確であったが、第1問目は、やや狭すぎる。②試験委員の先生が学部試験で出題したものと非常に類似した問題であったという噂を聞きましたが、本当なのであれば非常に残念です。
- ・環境法の問題が、試験委員（××先生）の学部試験問題とほぼ同一だったらしい点が、不適切。
- ・環境法は良問だった。基礎概念（法律の趣旨や理念）を応用して回答するものであった。回答者の考えを伝えることも許される形式。
- ・環境法：概ね、よく工夫した問い方をしていると感じた。
- ・環境法：××の先生が漏らしていた。（授業で特に強調していた）
- ・環境法：基礎的な出題で良かったと思います。法政策の重要性について、ホームページなどで、メッセージを出すの良いと思います。
- ・環境法の問題をみたが、一行目題は新司法試験に適さない。

【国際関係法（公法系）】

- ・国際関係法（公法）の問題には重大なミスプリントがありました。質問も許されない試験であるにもかかわらず、こんなことがあるようでは困ります。
- ・国際法：（公法系）を選択しましたが、特にありません。

【国際関係法（私法系）】

- ・国際私法はロースクールの授業範囲をこえており他の科目と比較して不当。
- ・国際私法はサンプルとプレの反動か、難化が著しかったと思う。
- ・もう少し難しくしてよかったのではないか。国私は適当だったが、国取は勉強した意味があまりなかった。
- ・国際関係法（私法系）ですが、学校の授業では全く触れなかった分野からの出題がありました。自習していたので何とか解答できましたが、学校間の指導内容を均等化すべきだと思います。

【科目間の難易度により有利不利がある】

- ・科目間で難易度に差があると、何を選択したかで不公平な結果になると思う。
- ・選択科目間での難易度の差が問題である
- ・科目につき難易の差があるのではないか、標準偏差による修正をしても科目毎の有利不利が生じるのではないか。
- ・科目間の難易度、問題数に格差があるのでは。
- ・科目間で難易度の差が激しいと感じた。
- ・科目による有利不利があると感じた。
- ・科目間の難易度の調整には細心の注意を払っていただきたい。
- ・他の選択科目とのバラつきが気になる。
- ・科目間での問題の難易等が均等になっているのか疑問に思う。
- ・各科目の難易の調整を適正にしてほしい。
- ・科目によって難易度にバラツキがあったらしいが、得点調整を行うのであれば問題のない内容であったと思う。
- ・選択科目のなかには非常に安易な科目もあったと聞きます。選択科目間の格差が生じる（難易度の差）危険がある。それを偏差値で埋めるといいますが、公平かどうか分からないですし、偏差値換算で差をなくすような苦心をするのであれば無理に試験科目にすることはないとおもわれます。
- ・他の科目との調整が適切になされているかが知りたい。
- ・①各科目間において、難易度に関きがありすぎたように感じる。②新司法試験という場において、何故選択科目を出すのかという趣旨が弱く感じる（疑問に感じる）。なぜならば、この試験は、法律家としての素養を試すものであるため、選択科目まで出題するのは、既に各大学院で選択科目の単位を取得した法科大学院生に過度な労力を課すだけであるから。

- ・科目間における得点調整があるのかどうかを事前に明確に伝えてほしかった。
- ・科目間の有利不利が心配だ。
- ・他の選択科目も見たところ、受験した選択科目によって難易度に差があるような気がした。出題内容は判例を中心とした知識重視のものであり、出題形式は配点が明示される等、出題内容、出題形式は工夫されていた。

【基本的な問題、良問、適切】

- ・必須科目と比較すれば、基本的な事柄についての問題とは言える。
- ・論点自体は簡単です。基本的問題に自分で持って行ければ必ず解けます。
- ・基本的な知識で対応できた。他の課目と比べると、時間も十分にあり、検討できた。
- ・基本的な知識と思考力を問う良い問題だったと思います。
- ・基本的。
- ・基本的で良問。
- ・いい問題だったと思う。
- ・良問である。
- ・知識を必要とせず、考える力を問う問題形式でよかった。
- ・基本的な判例や論点の知識を問うものであり、内容・難易度は適切だと思う。
- ・内容が基本的なものであり、問われている判例の知識も基本的なものだったので、適当な問題だったと思います。先端科目は、他の科目に比べて学習が遅れているので、あの程度のレベルが試験としては相当だと思います。
- ・内容・形式とも大変適切であった。
- ・内容・量ともに適切であった。
- ・量・質ともに適切だったと思う。
- ・適切。
- ・選択科目のみが適切な出題であったと思う。
- ・適切であった。
- ・適切な出題でした。
- ・おおむね適切であったと思う。
- ・レベルは適切であったと思います。ただし、小問2の出題意図がやや図りかねます。
- ・私の受験した科目は適切な問題と感じられたため、特になし。
- ・授業の内容よりも簡単であった。
- ・他より簡単であったが、手が選択まで回らないから、あれ位の試験でちょうどいいと思います。

【答案用紙が不足】

- ・答案用紙が足りない。
- ・答案用紙は8枚つづりにしてほしい。
- ・全体的に書くことが多く、時間・枚数ともに足りなかった。
- ・①時間と労力がかかる割に、配点が少ない。②試験時間（3時間）の割に、他の科目と解答用紙の枚数の割合がおかしい。学生も、「将来、どの科目を選択すると役立つか」という観点ではなく、「どの科目を選択すれば、試験を有利に進められるか」で選択している。
- ・答案用紙の枚数が少なかった。
- ・解答用紙の枚数が少ない。
- ・問題に対する時間と解答用紙の枚数が、必須科目からみてバランスを欠いているのではないかと思った。
- ・論点てんこ盛りで答案用紙が足りませんでした。
- ・解答用紙の枚数があと一枚あればと思いました。
- ・時間が足りなかった必須科目にくらべて、選択科目の場合解答用紙が足りなかった。

【時間不足（時間に比して書く量が多い）】

- ・簡単（基本的）な問題と感じたが、3時間で2問は書ききれないと思えた。
- ・3時間では、書くべき事を全て書ききれないです。他の科目との平等を図るため、最終日最後にしてほしいです。
- ・時間がたりなかった。
- ・やや時間に追われた。
- ・量が多過ぎる！
- ・事実を拾って認定させる設問を作るのであれば、もう少し論点を絞らなければどちらも書けなくなる。この量で、考えさせて法的論点と認定させるために十分な時間をとろうと思えば、1. 5倍程度の時間が必要でしょう。

- ・書く量が多すぎて、時間が足りない。あまり考える時間がとれない。
- ・解答時間・答案用紙がやや少ない。
- ・時間がやや不足気味であった。
- ・現行よりも事務処理のスピードを問われるように感じました。もう少し時間を長くしないと、単に長文を読むだけで、それぞれに短く答えるだけになってしまうかと思われます。じっくり考えて、深く答える、という意味では、刑事系は非常に成功していました。
- ・書かなければならないことの量が多過ぎ。考える時間がほとんどとれなかったです。全般的に、時間が足りませんでした。
- ・時間がたりない。第1回の試験ということのせい、問題作成者ががんばりすぎた感が論文式試験全体についていえる。

【出題意図についての意見】

- ・出題意図が分かりにくい。
- ・出題場所が法科大学院での授業の手薄なところを狙ったかのような意図を感じた。
- ・設問が不親切すぎる。何を聞かれているのかを把握することが困難であった。
- ・何を問っているのかを明らかにした上での出題でも、選択科目としては十分手応えのあるものになるはず。もう少し基本的な問題でよい。
- ・各科目とも、出題教員の個人的な趣味が反映され、実務家登用試験として適当と言えないものが散見された。また、出題教員の講義を受けた者に非常に有利になり公平を欠く点も問題であると思う。

【公法系に対する意見】

- ・行政法 あの記事で訴訟を起こすのは、敗訴が見込めるのに訴訟を勧めるボッタクリ弁護士です。
- ・①公法系—訴訟形式が合うか否かで、all or nothingになるような形式で、一発勝負的な色彩が濃かった。②民事系—動産債権譲渡特例法の知識が前提であり、民法の問題として法科大学院の学習を前提としているものとしてふさわしくないと感じた。
- ・公法のあのスタイルは、法科大学院での内容とかなり外れている面があると思う。
- ・公法系の行政法科目については、2年間で応用力を身につけるのは難しいと感じた。取消訴訟中心の勉強になりがちで、具体的な紛争をイメージして当事者訴訟を勉強するのは時間的にも困難かと思う。
- ・選択科目については特にありません。公法系（特に行政法）については各ロースクールの教員に、是非とも時間内に解いてほしいです。勿論、他の科目も。
- ・情報量が多く、事案の内容をつかむのに時間がかかってしまい、じっくり思考を働かせるという要素が働く余地があまりないと思う（特に民事、公法）。
- ・公法系：良質な問題なことは認めますが、4時間で全てまとめあげるには問題が良質すぎて書ききれません！！
- ・行政法が難しかった。

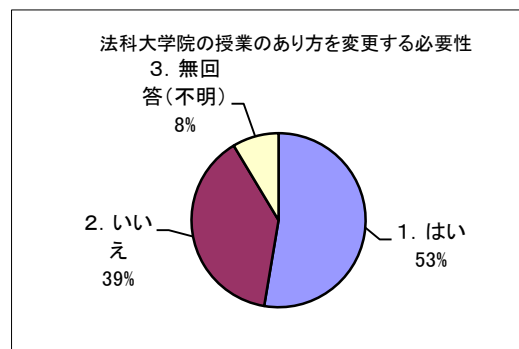
【その他】

- ・実質1年でクリアできるものでなかった。
- ・2時間・4時間で終わる試験にしてほしい。まず出題者が解いてみて！
- ・難しすぎるため、成績が実力に比例してバラつかず、低い成績で固まる可能性があるのではないか？
- ・勉強不足。予備校を頼るべきだった。
- ・思っていたより、分析が難しかった。
- ・1問／1時間の2問でよいのではないか。
- ・興味深い出題であり、勉強になった。
- ・不要
- ・小問が3つあったが、第2問が分からなかった。第3問は分かるのに、問題文に、「解答の順序は問わない」との記載がなかったため、第3問までもあまり書けなかった。
- ・噂ではありますが、試験委員の先生が普段そのご所属されるロースクールで教えておられることが、そのまま試験に出たとかいう話もあるそうです。事実としたら、やはり不公平感は否めずまい。
- ・こんなものですね。

(5) 法科大学院の授業との関連

A 今回の試験を踏まえて法科大学院の授業のあり方を変更する必要があると感じられましたか。

1. はい	2. いいえ	3. 無回答 (不明)
159	117	26



B 1の場合、どのような変更が必要とお考えですか。具体的にお聞かせください。

【公法系授業に対する意見】

- ・行政法。授業時間が絶対的に少ない。
- ・行政法については、新司法試験のために利用することのできる問題集等が、全く無い状況なので、基礎から演習まで授業時間を増やしてほしい。
- ・公法系—行政法の基礎を教える授業
- ・公法系論文式試験の行政法分野について、法科大学院の授業とのギャップがありすぎると思います。実務的な講義が少ないためと感じます。変更の必要を感じました。
- ・行政法関連の授業の充実。
- ・行政法については、基本書で知識をきちんと教えたいので、これをどのように具体的事案において使っていくのか、この「知識の使い方」をもっと授業で扱った方がよい。
- ・行政法理論の統一が必要だと考える。現状では、既知・未知如何により、論点の抽出までのプロセスに大きな差が生ずるが、右論点自体が一般的理論によっても通常導出しようとしても、特定の説によれば、比較的（かなり）容易に導出することができ、解答しようものになっている。事実確定→法適用というプロセス自体に対する否定的評価を問題中に感じた。
- ・短答の公法、特に行政法については、百選や判例六法を判旨の要約を覚えるといった問題が出ていました。この傾向が続くのであれば、個別の判例をじっくり検討するというより沢山の判例に触れるようにすべきと思われます。
- ・短答知識を補う授業が必要に感じました。具体的には授業の中で、教員が適宜質問などをして、基本的な知識を確認するなどの方法が考えられると思います。また、論文につきましては、私の卒業した法科大学院についてだけ言えるのかもしれませんが、公法系（憲法、行政法）の演習をする必要があると感じました。
- ・公法で本年度の試験のような難しい問題を出題するならば、授業時間数が足りないと思う。
- ・公法系は判例をよく読みましたが、あの程度の判例読解+解説ではたちうちできないほどの問題でした。判例を授業の中心に据えるのではなく、他の科目（民法、商法）同様、「授業前に例題を与えて判例を参考にしながら問題解決を図る」という手法が必要ではないか。
- ・公法系の講義では、どのような訴訟を提起できるか、という観点を、学生に強く意識付けるよう進め方を変更する必要があると考えます。
- ・公法系の授業と試験が全く対応していない。行政法において、個別法を題材にし、訴訟類型、訴訟要件、事案上の主張を具体的にさせる演習が必要。
- ・公法系：先生方は、はじめての法科大学院の授業にもかかわらず学生の意見を聞きながら、大変な苦勞と努力をされており感謝している。ただ、本試験は●●先生の基本書と判例百選だけでは、私のような凡人には本試験は到底太刀打ちできない試験と感じた。法科大学院でもオリジナル判例集を使ってゼミを行っていたが、一回の授業で一つか二つの判例を担当者が発表するという形式では、なかなか実を上げないと思う。いきなりケースブック主体の授業からはいった方がいいと思う。民事系と労働法は、法科大学院に入って良かったと心から思えるものであった。
- ・特に、公法系について、民事や刑事のように問題演習の機会を与えるべきだと思います。

- ・本試験のレベルの問題演習を実施する必要がある。特に公法系の論文問題については受験生個人で対応するのは困難であると思われる。
- ・論文式：特に公法系について色々な問題（新司法試験向きの）を解く必要があると思った。
- ・公法系はもっと起案が必要だと思う。
- ・知識のつめ込み。実際に論文問題を解かせる（特に公法系）
- ・公法系の論文式に対処するための授業。

【民事系授業に対する意見】

- ・民事法については、民法の実体法の理解と要件事実論を結びつけた授業が必要だと感じた。
- ・やはり民事法分野においては要件事実論が重視されている傾向を感じるが、その点をもっと広く浅く授業で扱ってほしかった。特別法についても同様。また刑事系のパズル問題の対処法などはそもそも法科大学院の授業においてふさわしくないのに、その対策をやれといわれている気がした。
- ・民事系については、要件事実を学ぶ時間をもっと増やしてほしい。
- ・民事の要件事実が授業のレベルから離れていた。民法の知識があまり問われていなかった。民訴も基本書やケースブックからはなれていた。
- ・民事系はもっと要件事実に入力の方がいいと思う。
- ・要件事実論の履修、判例知識をより細かく押さえること、事実認定に慣れること。
- ・要件事実について、1コマしかなかったが、増やして欲しい。
- ・要件事実論、民事執行、保全法について、もっと重点を置いた授業が必要だと思います。
- ・やはり要件事実論は、もう少し体系的に教えて頂く必要があるかもしれません。
- ・要件事実と実体法を組み合わせた授業、択一对策に特化した授業が必要と考える。
- ・民事系については、もっとケースを多用した授業に変更すべき。
- ・民事系、とくに民法の授業を増やすべきである。
- ・本大学院では刑事系は充実していたものの民事系の授業が少なかったので、拡充が必要であると思います。
- ・民事系

【刑事系授業に対する意見】

- ・刑法。学者の議論（特に頭の体操の類に入るもの）の優先順位を下げ、より判例の事案に即した分析が必要。
- ・刑事系科目の演習は、ある論点を1回1回のテーマとする内容のものがほとんどであるが、事例を与えて論点をいくつか抽出させた上で、その論点について検討するという形式のものを増やした方がいいと思う。
- ・必修の刑事系ゼミに関しては、発表を割り当てられた学生が刑法や刑事訴訟法の論点についてレジュメをつくって発表するという授業は変更の必要があると感じた。ケースブック等の長い事案から、重要な問題点をみつける訓練をするべきである。学説等についてはその後の問題と考える。

【試験対策（答案練習・課題を減らす・自習時間の確保）が必要】

- ・試験対策が必要です。
- ・試験対策をもっと正面から行った方がいいと思う。
- ・試験対策。どのように解答すべきか、審査基準を教えてください。
- ・試験対策も必要。
- ・何らかの形で試験対策を行う必要性を感じた。
- ・試験対策の重視。授業でやらない問題が出題されるということは、独学で試験を受けていることと変わらないから。
- ・課題より演習。
- ・試験の形式・内容が変わらないことを前提とするならば、学術論文（レポート）を書くことではなく、短時間に論点を抽出して、まとめる訓練がより必要であり、授業とは別に自身ですべきというのは（時間的にも）難しいのではないのでしょうか。
- ・レポート形式の課題は一切なくすべき。基礎知識を固めるように、一定の知識を身につける時間が絶対に必要である。そのうえで、答案練習で、思考力・応用力・表現力をみがくべき。ソクラテスマソッドの存在意義が全くない。
- ・いろいろな資料を時間をかけて調べる予習ではなく、事例を短時間で処理する能力の方が必要である。
- ・論文を、起案として数週間で仕上げさせるのではなく、短時間で書かせることも、日常的に行うべき。

- ・演習的なカリキュラムをもう少し増やした方がよい。特にレポートよりも、限られた時間で事象から問題となる点を抽出し述べる能力を滋養することが必要と思われる。
- ・1回の授業で1つの判例・1つの論点を深く掘り下げるより、知識は広く浅く、その基本的な知識を使って色々な問題に応用できるような能力を育てて欲しいです（抽象的ですがみません）。同様に、課題のレポートの是非も問いたいです。常時インターネットに接続されたPCで、Word又は一太郎を使い、十分な資料・判例・論文等と丸一日以上の時間を与えられる試験ではないのですから。試験対策のようなことを授業等で行うのが法科大学院の理念に反するならば、せめて学生の試験対策勉強の足を引っ張らないような配慮が欲しかったです。
- ・課題を出さない、講義形式です。自分で勉強する時間を確保する。
- ・①レポート発表型のゼミよりも、●●先生や××先生が行っているような先生主導でその日のテーマをランダムにあてる、という形のゼミの方が勉強になると思います。②決められた時間に初見の問題をとらせる、という授業を設けてもよいかと思えます。
- ・もっと各科目の基礎に重点を置くべき。課題の量が多すぎるので、それを減らして、自分の勉強時間を与えるべき。
- ・基礎の部分の自習時間が足りません。試験科目以外の負担を極力少なくしていただけるとありがたいです。
- ・①バランス感覚（憲法）、読解力（行政法）、事務処理能力（民法）、事実抽出能力（刑法）等総合して新司法試験の目指すところは実現できていたと感じたが、残念ながらそれを短い時間の中で答案に表現する訓練を全ての法科大学院がこなせていたかどうかは疑問である。②答案作成能力は、技術的な側面が大きく、やはり反復練習が必要と思われる。本年度はこの部分について、卒業後の予備校答練等で埋め合わせるしかなかった学生も多くいたと聞いた。今後、結局最後は予備校任せになっていくのか、それでよいのか、多少疑問である。
- ・予備校と提携して、短答の問題を解きまくり、論文の問題を書きまくる。露骨に試験だけを念頭に置いた学習に明け暮れる。それしかない。
- ・予備校向けの授業にするしかない。試験に直結しない課目を大幅に減らす。そして、その空いた時間にひたすら暗証を覚え、答案練習をするしかない。
- ・今回の試験は、特に論述式について、時間内に終らせるのが大変困難な分量であった。このような試験でよい点を取るにはインプットと同等かそれ以上のアウトプットの訓練が絶対に必要である。従って、今後は法科大学院単独かそれが無理なら受験予備校を使うかしてアウトプットの訓練を積ませる必要があると感じた。本来、法律家として要求される基礎的な能力として、法律の文章を書く能力、法律を語れる能力がある訳だから、例えば「論文実務Ⅰ」などと銘打ち、答練に特化した授業があってもよいのではないだろうか。
- ・試験時間の制約の中で筋の通った解答を示すという作業をこなすためには、大学院での授業も「時間」を意識した講義がなされるべき。判例の正確な理解のみでは、時間内に自己の見解をまとめて答案上表現するという能力は身に付かない。もっとアウトプットの訓練の場を！
- ・試験対策に特化するのが適切とは思わないが、特に公法と民事については事例からの問題点の抽出・対応というトレーニングも考えるべきである。
- ・事案から法律的な問題点を発見する練習の機会をもっと与えるべきである。
- ・全体的に、長文の問題を使って、その場で答案を作成し、それに対して個別の添削がなされることがほとんどなかったもので、試験対策が不十分だった。
- ・具体の事案に則した思考の訓練がもっと必要と感じました。
- ・長い事案から論点をすばやく抽出する訓練
- ・問題演習など。論点抽出能力のアップが必要なので。
- ・演習科目で発想力のトレーニングが必要となるような問題演習が必要。
- ・民事系、公法系一時間内に事例にもとづき起案し、添削する授業。
- ・答練等の演習を重視すべき。思考及び記述の速度を上げる訓練が必要。
- ・短い時間に要領良く書く訓練が必要になると思います。
- ・問題検討の訓練、起案力向上訓練が必要だと思う。
- ・論文を書く練習（起案演習）をもっと授業にとり入れるべきだと思う。
- ・論文を書く練習を小テストを設ける等して増やしてほしい。簡単に身につくものではないので。
- ・長文の問題について答案作成の練習をする必要があると思います。現行試験より作業量が格段に増えるので4時間でも時間が足りない感じでした。
- ・どのような論文答案が評価されるのか。書き方をより具体的に。添削。少なくとも試験の答案は返却すべき。

- ・ 答案の書き方を念頭においた指導が必要だと思う。いまだにレポートを書くよりは答案指導をする教授がいるので、新司法試験は時間的に切迫していることを前提とした、短時間で要領よく書けるコツを教授する必要があるのではないかと感じました。答案の書き方は一つではありませんが、正しい方向性を示すことは不可欠です。
 - ・ 起案の一層の充実。
 - ・ 「書く」能力等の訓練をすること。
 - ・ 答案を書く練習が必要。
 - ・ 授業においても答案を書く場を設けていただきたい。
 - ・ 法科大学院で学んだことを定着させる機会（演習等）を設けてほしい。
 - ・ もう少し答案作成の演習などを取り入れるべきだと思う。ロースクールの授業のみでは試験の答案作成能力は上がらない。
 - ・ 答案の書き方について、添削などの指導を受ける機会を増やしたほうがよい。
 - ・ 時間内に書く訓練が必要。
 - ・ 試験時間が短いのでそれに向けた訓練が必要。
 - ・ 表現力の滋養。（サンプル問題民訴のような、実務的文書の起案も含めて）
 - ・ 徹底的なトレーニングを学校主導で行う必要
 - ・ 択一对策です。現状ではある程度専用の対策が必要であり、法科大学院の授業とは若干のズレがあるかと思います。
 - ・ 次年度以降どうなるかわかりませんが、択一向けに知識詰め込みが必要かどうかと思いました。
 - ・ 択一对策をもう少しする必要あり。
 - ・ 授業のあり方の変更まではいきませんが、私は個人的に択一試験が苦手なので、択一試験対策になるような、網羅的な広い知識を教える様な授業等があれば助かると感じました。
 - ・ 短答式試験：もう少し早くからの対策（パズル式を含めて）が必要かと思う。
 - ・ 短答式で40%ラインでの足切りを行う以上、短答式向けの授業もしくはセミナーも必要ではないかと思う。短答式については予備校の模試に頼らざるをえないのが現状である。
 - ・ 短答式に対する練習になる講義が必要。
 - ・ 短答式の練習をする機会が必要。
 - ・ 短答式に対応できるような知識の定着をはかる演習。（従来の予備校が不要というなら、ローで取り入れて欲しい。）
 - ・ 短答のような知識も、毎回授業のはじめに小テストするなど、やっておかねば、「短答対策」なしにこのテストは通らない。
 - ・ 新司法試験の対策を、特別の授業時間を確保して行う必要がある。
 - ・ 法科大学院では試験対策をしていないため、その取り組みが必要であると考える。
 - ・ 文書作成力、読解力、短答知識育成。
- 【授業の内容・カリキュラム等についての意見】**
- ・ 全て。強いて言うなら、授業の質
 - ・ これまで通りケース重視でよいと思います。
 - ・ より、実務よりの学習
 - ・ より実務家の視点に立った授業の進め方をすべきだと感じた。
 - ・ 実務よりに戻してもよい。
 - ・ 授業は裁判官の立場から、事件を分析することが多いが、試験は、弁護士の立場から争い方を考えることが多いので、授業にも「実際には無理めでもこんな争い方もある」というような視点からも問題を考えるとよいと思う。
 - ・ 問題検討の際に、実務家としての立場(弁護士なのか・検察官なのか・裁判官なのか)をより意識して、手続を重視した授業内容とすべき。
 - ・ 裁判官がどう考えるのかを中心に授業をするべき。
 - ・ 実務的観点が大幅に取り入れられている点は職業法曹の養成のためには必要だと思います。学者の先生方については皆素晴らしい授業だったのですが、もう少しスタンダードな部分を意識していただいた方がよい部分もありました。
 - ・ 実務偏重、になってしまいます。
 - ・ 事例演習にベースをおいた授業をもっと増やすべき。
 - ・ 演習形式を中心にしてほしい。
 - ・ 演習科目では最新重要判例など、新しい論点を重点的にやるべきだと思う。
 - ・ 事例に即した演習が必要。
 - ・ 総合演習系の授業を充実させる必要があり、特に、出身大学院では、公法系の演習が不十分。また、総合演習で事実認定の力を付けることが必要である。

- ・出身の大学院の場合特に、民事法の基本の徹底と事例演習の充実が必要。合格することを目標とする以上、基本的知識と思考力の徹底的な習得を目指す必要あり。教養的で派生的な問題点に余力を割くのは、基本がまずできてからであるべきか。
 - ・3年生には、あまり負担をかけるべきではない。
 - ・3年次の科目が細分化されすぎていて、学習にどうしても穴ができてしまう（履修した科目との習熟度に著しい差ができた）ので、もう少し科目を統合した上で、複数クラスを設けるなどした方がよいと思う。また、3年次科目は原則として当該分野に関心の高い学生向けの高度な内容となっているが、補修的・基礎的なクラスがあってもよいのではないか。
 - ・科目間のバラつきを矯正してほしい。3年次に基本7科目を内容としたカリキュラム編成を望む。
 - ・択一試験に必要な知識を得るための授業と、論文試験に必要な応用・実務力を得るための授業を明確に区別し、無理のないスリムなカリキュラムを組んで欲しい。
 - ・基本7（+1）科目以外をたくさんやっている場合ではない。ただ、講義自体は試験に役立つ（特に実務家教授のもの）。
 - ・基本科目の充実を図る必要がある。特に3年次の科目と科目横断型の授業を考慮すべきである。
 - ・先端課目を少なくする。択一式の力が授業を聞いているだけでつくとは思えない。また予備校の時代となりかねない。
 - ・授業回数が少なすぎるのと同時に、学部レベルの知識の補充が必要
 - ・細かい知識ではなく、応用力、答案構成力を伸ばせる授業のあるカリキュラムが必要。
 - ・多くの論点を扱うべき。
 - ・論点といわれる基礎部分をちゃんと提示した上で、応用部分を教えてほしい。
 - ・判例の検討などではなく、事案をもとに授業のその場で即座に解決策をソクラテスメソッドで検討する方式にすべき。クラスの人数は最も多くても20名程度が限界である。
 - ・すべての講義において、ソクラテスメソッドを適用すべきではない。
 - ・判例をテーマにした演習形式の授業なのは良いが、当事者の立場で事例を考えさせたり、数多く事例を扱ったりする必要性が高くなったと思う。
 - ・ソクラテスメソッドは万能ではない。議論をしても記憶を定着させなければ意味がない。学習の効率性を重視したカリキュラムにして、課題を減らした方がよい。無意味なしんどさは誰のためにもならない。法学の実務を学ぶ場面では、経済界と同様に「効率性」を重視すべきである。効率性を重視する予備校を叩くのはやめて欲しい。
 - ・ソクラテスメソッドは大事だと思うが、それが成り立っていない授業は改善すべき。ソクラテスメソッドが充実するにはある程度の予習も必要なので、予習の量も考えて欲しい。
 - ・未修には基本を叩き込む。既修には基本を振り回させる。そしてフォームを修正させる。
 - ・基礎知識の取得は学生の自主課題とし授業では事例検討を中心に据えるべきである。
 - ・覚えなくてはならないことと、覚えてはならないことを明確に区別して教育する必要がある。
 - ・もう少し学習内容が反映する形に授業を組みかえないと法科大学院の存在意義が薄れる。
 - ・もう少し効率を重視した授業の進行にした方がよい。
 - ・全ての科目につき、全ての範囲をまんべんなく学ぶ必要がある。しかも浅く広くではなく、深く掘り下げないと対応できない。
 - ・法律の解釈適用よりも、原理原則に基づく事実の摘示に重点を置いた教育をすべきである。
 - ・知財法系—特許法、著作権法のコマ数を増やす。
 - ・倒産法の授業をどうにかした方がよいと思う。
- 【試験と法科大学院教育のギャップに関する意見】**
- ・2年間真剣に勉強したけれど、試験に全く生かせなかった。時間と費用だけを浪費した気がする。
 - ・授業内容と試験との大きなギャップを感じた。試験では、大学院に入る前の（現行試験の）勉強の積み重ねにかかり、大学院での勉強が試されたと言う感じがしなかった。
 - ・法科大学院での教育はケーススタディであり、穴ができやすいが、試験では穴を作ることを許さない。そのことを学生に充分認識させるべきである。学生の自主性に任せるのも限界があるのではないか。
 - ・今回のように試験の内容と法科大学院の授業の内容が乖離することがないように、法務省との間で密に連絡を取り合う必要があると思う。
 - ・論文はいいが、択一は授業と必ずしも一致していない。

- ・ロースクールの授業で教わらなかったことまで出題されている(推論で考える限度を超えている〈民事系の債権譲渡の登記など〉)。
- ・基本的に学部の授業と変わっていない。受身的授業が多かったせいか、今回のような能動的な試験の場合、大幅なギャップを感じる。教授陣も方法に戸惑いを持っている様子なので指針が必要と考える。

【試験内容を法科大学院教育に合わせ変更すべき】

- ・広く浅くという方向に改悪変更しないと結局見たことがある論点か否かで合否の大部分が決まるという現行試験とかわらない試験になっている気がする。
- ・むしろ試験を「法科大学院で学べば十分」に変えるべき。何ら過去のものとも変わっていない。数問の「要件事実」もまやかし、言い訳程度。
- ・大学院の授業には限りがあり、どうしても教える範囲が狭くなってしまうので試験委員会は、それに合わせる形で問題を作成すべき。
- ・試験形式を変更する方がよいと思う。

【法科大学院の授業を試験に合わせるべき】

- ・試験傾向が定まらない以上何ともいえない。出題の意図を明確にしたうえで授業もそれに対応させるべき。
- ・試験形式、および合格者人数(受験者数における合格枠の割合)が現状のままであるならば、法科大学院の授業は、今後軽視され、予備校の跳梁跋扈を許すことになるだろう。どんなに質の良い授業を受けても、受からなければ意味がないからだ。そう考えると、試験が大学院に近づかない以上、大学院が試験に近づかざるをえないのではないか。
- ・必ずしも授業内容に合致した出題になっておらず、試験の出題に合致する授業内容に改善すべき。
- ・いままでは本試験がどういうものかわからないまま学校がカリキュラムをくんでいた。それが、本試験が実施され、学校の授業内容とそぐわない部分が少なくないことが明らかになった以上、授業内容に変更が必要なのは当然といえる。
- ・新司法試験をふまえた、より実戦的で無駄のない授業にすべきだと思う。
- ・民法と憲法は、もっと試験に対応した内容にすべきだと思う。
- ・法科大学院の授業では、長時間考えさせ、それをレポート等にまとめ、推敲するという訓練を積んだが、新司法試験では短時間で考え、それをコンパクトにまとめるという訓練が必要であると感じた。そうすると、法科大学院の授業でも短時間で自分の考えをまとめ、文章にすることに慣れる授業が必要であると思った。

【大学院による有利不利がないようにすべき】

- ・要件事実の応用が、正面から聞かれている以上、●●大学のようにひとつの大学院が、アドバンテージを得ないように、授業等で、取り上げるべき。
- ・特定大学(試験委員のいる大学)でやった授業内容を試験に出すのはやめてほしい。
- ・試験委員のいる大学が不当に有利にならないよう、最低限すなわち試験で求められるものについては共通化を図るほうが良いと思う。
- ・法務省が受験生(新しい法曹)に要求する能力が、先日の新司法試験において明らかになるというなら、それに対応した教材の整備が不可欠である。その教材は全国の法科大学院で利用可能でなければならない。法曹の養成は一部の大学院だけが担っているわけではないのだから。
- ・ロースクール間のカリキュラムやテキストの共通化が必要

【試験内容についての意見】

- ・新司法試験の理念が、公法系の論文にあらわれていて、素晴らしい。これに対して、刑事系の短答はひどい。現行の司法試験と、同様なパズルの要素が残っている。作問担当者の全面交代によって「基本知識」は何か、新司にとって、必要なものは何かを洗い直して欲しい。刑事短答については作問者が基準設定を根本的に誤解している。基本理念を理解しようとしていないのではないか。しかも、クレームがつかないような弥縫策的な内容となっている。
- ・論文は全体的にアバウトな感じがした。何を問いたいのかよくわからず、答案を書いていて不安が残った。

- ・ 出題意図もよくわからないので、自分の出来が良かったのか悪かったのかもわからない。それぞれ書いた内容もかなり違っているようで、例えば憲法で想定二つと異なる訴訟を挙げた時点で点数がほとんどもらえないのか、違う訴訟を挙げていても筋が通ってればいいのか、といった採点基準がまるで不明なので、9月まで非常に精神的に落ち着かない。もし落ちていても、どんな勉強をすれば合格できるようになるのかわからない。センスを問われている気がした。全体的に変革への意欲を感じる問題だったが、現行に比べて択一も論文も科目数が格段に増えており、学期中はロースクールの授業だけで精一杯という状況では、全科目に十分に手が回らなかった（特に択一は授業だけでは解けないので、自分で勉強せざるを得なかったが、中でも民訴刑訴商法行政は過去問もなく苦労した）。

【その他】

- ・ 修習所が、標準テキストを指定して下さると、勉強しやすいです。どうしても広く浅くになってしまうので、何らかのテキストで、狭く深く、考えながら勉強したかったです。
- ・ 授業と試験対策は別モノでしょう。
- ・ 択一の勉強は自分でするしかないでしょう。結局のところ。あれで本当に4割で足切りをすとなれば、みんな授業そっちのけで択一の勉強をするようになるでしょう。
- ・ ××大学の場合はふり返ってみるととても適切な授業をしていたと思われます。「読む」「考える」「書く」のバランスは良かったと思います。
- ・ 新司法試験によって求められている人材をいかに適切に養成するか。
- ・ 弁護士資格がない先生には厳しい問題。教員資格を見直す必要がある。そのためには学校数を減らすべき。

(6) その他、新司法試験についてお気づきの点がございましたら、お書きください。

【公法系試験に対する意見】

- ・ 旧試験と違い生の事実を素材にしっかり考えても、しかも時間的にもシビアな設定で疲労もたまったが、ロースクールでの教育の成果を試すという点ではとても良い試験だったと思う。ただ足切り1つで全てが終わってしまうというシステムを取る中で、行政法のように土俵の設定が全てでそれをはずすと点数がないような論文、あるいは憲法の択一の判例の番号を問う出題をすることは、択一七法、論文八法が一度に実施されるという厳しい状況の中で過酷な負担を課すものではないかと感じた。
- ・ 行政法の論文が難しすぎる。
- ・ 特に行政法の論文問題を作った方々、無意味に問題文を長くして、受験生を時間的に追い込んだ苦しめて、それで楽しいですか？よほどのサディスト集団ですね。
- ・ 論文全般ですが、全く時間が足りなかったです。（私は別に書くのが遅い方ではありません・・・）憲法は、問いかけが多く、一つ一つ回答すると、本当に書くべきこと（メインのところ）が、厚く書けないです。また、憲法と行政法で、あのページ数は、とても厳しいです。
- ・ 公法系：特に行政法の方の問題は難解すぎたと思います。行政法についてはほとんどの受験生が不安を抱えている中、あのような問題を出されてはたまりません。大半の人は「歯が立たない」と感じたのではないのでしょうか。憲法の方も時間がとられる問題でしたので、行政法の方はもう少しオーソドックスなものにしてもらいたかったです。
- ・ 行政法は、受験生に求めるレベルが高すぎたと思いました。
- ・ 公法系の論文について、第1問は、何を問うているのかわかりづらい点があり、また第2問は、もう少し分量を減らすなどして、時間内で思考力を養える問題、換言するならば、短い問題文で考えさせられる問題を出題すべきであると考えます。
- ・ 論文式試験についてはやや時間が足りない感がありました（特に公法）。
- ・ 論文式の行政法の問題が質・量ともにレベルが高すぎると感じた。旧試験になかった科目であるので、移行期の試験としてはもう少し易しくして良かったと思う。選択科目は、その点では配慮されていると感じた。
- ・ 公法系(択一試験)：選択肢に○か×かという解答では一義的に決めにくい、評価のしにくい表現が多かったように感じた。現行試験のように5つの選択肢から2つの正解を選ぶというような内容であれば、そのようないわゆる△的な選択肢は、他の選択肢との関係で決めることができたが、各選択肢を個別に聞いてくる問題にする場合には明らかな知識問題にしないかぎり、適切ではないと思った。公法系(論文試験)：憲法に関してはもともと理念的な問題なので、実際の訴訟に絡めて両方からの意見を考えさせるのは実務的で適切と思われました。行政法は、難解すぎたため、誘導があったこと自体は適切だったが、それを写すのが限界という人も多かったと聞いている。

- ・ 短答式試験については、公法は悪問だったと思っています。特に、憲法に関しては、判例の要約を示して正誤を問うというものが多かったように思いますが、その判例について知識を持っていても判断に迷うものが多かったと思います。その理由としては、私の知識の欠如もありますが、そもそも様々な視点からの読み方がありうる憲法判例をあそこまで短く要約しようとするのに無理があったのではないかと思います。また、判例の年号を答えさせるかのような問題もあり、驚きました。公法は全体として、知識偏重のようでありながら、知識があっても解けるわけでもなく、結局、受験生のどのような能力を問いたかったのか、疑問が残りました。
- ・ 憲法（短答式）は見たことのない判例の知識が正誤で問われており、驚きました。
- ・ 短答の行政法は、判例以外の知識問題については、もっと基本的なもので良いと思います。（行政組織論は、授業では全く触れられたことがありませんでした。）
- ・ 短答式では従来に比べ偶然性が排除されるため、特に公法系で正確に至ることが困難と思われた。
- ・ 択一ではかなり細かい知識も問われていたと思いますし、完答しなければ点数をもらえない問題も多く（特に公法系）、正答率と点数に差が出る「点の採りにくい試験」であると感じました。
- ・ 公法系の形式は苦勞させられる人が多かった。
- ・ 公法系、とくに憲法は問いの意味を多義的にしすぎだと思っています。「問い」の意味があいまいすぎて、「問い」の意味を「解釈」するところからはじまるような形式にしないほしいです。
- ・ 論文問題：公法系第1問では、不慣れなことも重なって、それぞれの小問でどこまで詳しく論じればよいのかが分からなかった。
- ・ 行政法の問題は、教える先生により、差がつきすぎる気がする。
- ・ 問題のつくりが抽象的で、なにを問われているかわからない問題が多数あった。特に公法第2問は、資料も多く内容も過度に複雑で、2時間では、事案の内容すらつかむことが出来なかった。
- ・ ①公法系において、憲法と行政の想定される回答内容と時間を予測し科目間調整を行ってほしい。②二度同じことを答えるべきなのか？構成次第では、二回、当事者訴訟（行訴4条）を書かなければならない。
- ・ 問題自体は良問でしたが、公法の論文式試験は全体として量が多すぎるような印象を受けました。

【刑事系試験に対する意見】

- ・ 刑訴：問いかけが多すぎ、しかも、事実の稿示を要求されているので、時間内に書ききることは不可能です。
- ・ 特に言及が必要だと感じるのが、刑事系の短答です。すなわち、1時間30分で、刑事系40問を解くことはかなり難しく、解答時間と問題の量が対応しているのかと強く疑念を抱きました。刑事訴訟法であそこまで事務処理をさせられたのでは40問を1時間30分で、解くのは至難の技だと感じました。法科大学院の授業を踏まえたもっと基本的な問題を分量をさらに少なくして出題すべきではないでしょうか。
- ・ 刑事系は予備校的な感じだったと思う。あまり実務的な知識が役に立たない問題だった。初年度のせいだろうか、「実務的な内容」を問う問題はあったのか？と感じさせる。これでは論点吐き出しと変わらないのではないか。
- ・ 刑事系についてはロースクールで勉強するより予備校で要領良く書く訓練や解く訓練をしていた人の方が有利になる現行試験に近い形式で問題があると思いました。
- ・ 短答式刑事系の問題は、知識を基にして思考力を問う出題意図が考じられたが、実際には出題数との関係で考える時間が取れないため、非常に困った。
- ・ 短答式試験のあり方はかなり疑問。刑事系では学説を図式的に覚え、批判と理由付けを暗記している者が強いと思われるが、それは法科大学院の趣旨に合致するのか？問題を減らして、考える時間を増やすべき。
- ・ 短答式で刑事系が時間不足に陥った。油断は禁物であることを事前に充分意識すべきである。
- ・ 短答式の刑事系科目：パズル式問題が多すぎる。他の科目と比べても多いし、論理的思考力だけでなく、条文や判例の知識ももう少し聞いてほしい。
- ・ 短答式試験の刑事系はパズル問題を控える方針であると発表されていたが、刑訴のパズル化が顕著で、時間が足りない人がたくさんいた。見開きで1問を使っている問題もあり、聞いている知識は基本的なことではあるものの、解答にたどり着くまでに時間がかかってしまう問題が数多くあった。初日最後で体力的にも限界がくるころなので、より負担が大きかった。

- ・短答の刑事系は、問題数が多すぎたと思います。
- ・内容としては良問だったと思う。短答刑事系でパズル形式の問題ばかりで、学力より事務処理能力が問われるようなものだったことを除けば、特に問題を感じなかった。
- ・短答式の刑事法は、プレテストに比べると複雑な論理操作が減り、知識偏重でもなく、かなり適切な問題だったように思います。
- ・刑事系(択一試験):プレテストの経緯をふまえ、パズル的问题是少なめにすると聞いていたが、ふたを開けてみれば刑法だけでなく、刑訴法にまでパズル的问题が含まれており、無駄に時間を削られた感がある。他の科目との関係上、純粋な知識を問う問題をなぜそこまで敬遠するのか理解に苦しむ。刑事系(論文試験):事実抽出能力で差が出る点では、法科大学院の目指すところに合致していると感じた。ただ、プレテストに比べ論点が少なく、論証パターンで対応できてしまうのではないかとも感じた。特に、刑訴法設問2は、事実を挙げにくく、犯行計画メモの理論的問題を知っていたか知らないかで、大きな差が出たと思う。その点で、プレテストの問題の方が非常に実務的で適切であった気がする。

【民事系試験に対する意見】

- ・民事系は学説の対立まで把握していないと論じられない。また得手不得手が顕著に表れるので、苦手ながらも学習してきた身としてはショックを受けるような出題だった。
- ・商法は、基本的部分から出題するとのアナウンスがあったが、今回の試験がそうであったか疑問。
- ・論文民事系は難しかった。
- ・民事系で要件事実に関する問題が出る等、法科大学院での学習を踏まえた問題を出そうとする姿勢には好感が持てた。ただその分旧司法試験とはだいぶ傾向の異なる問題があり、どのように解答すべきだったのかやや意図のわかりにくいところもあったので、その点実際には、試験の解答としてどういうものを求めていたのかを、できるだけ詳しく明らかにしてほしいと思う。
- ・基本的な能力を問う問題となっていない(特に民法)。
- ・学者の意向が特に民事系で強いように思いました。あまりにも知識偏重だと思います。
- ・民事系(論文試験):2問目の実体法の問題は、論点が多すぎていわゆる論証パターンでは時間内に対応できない問題だった、という点では法科大学院の目指す論点主義を克服する良問と感じた。ただ結局、考えさせるといふより、全ての論点を知っているか知らないかで差がついてしまったような気がする。
- ・民法・民事訴訟法にはやや疑問もあります。民法は、特例法登記を絡めた出題でした。動産・債権譲渡特例法について特別の知識がなくてもそれなりに対応できる問題だったとは言え、特例法登記について学習したことのある者に有利であることは否定できず、特例法登記に関連する問題がまだ新しい問題であることを思えば、やや公平を欠く出題ではないかと思えます。民事訴訟法は、やや論点主義的であり、他の科目に比べると出題の仕方が下手だと思いました。
- ・わざわざ債権譲渡特例法ださなくてもいいと思いました。
- ・論文式の民事系科目(民法・民訴の融合問題):出題分野が細かすぎる(債権譲渡担保の部分)。もし大学院でこの分野について学んでなくても、自分の頭で考えてわからないなりに解答させるという趣旨だとは思いますが、出題者の先生の法科大学院では、この分野について詳しく学んでいたと聞く。もしこれが事実なら不公平だと思うし、知っているか知らないかで点数に差が出る問題は不適切だと思う。もっと基本的な問題を出してほしい。
- ・民事系:民事系も第2問の設問3がよく分からない問題でした。私としては「一見極めてオーソドックスなんだけど、解いてみると難しい」という問題が真の良問ではないかと思っていますので、今回のような問題が最善だったのか、若干の疑問が残るところです。

【法科大学院教育と試験の関連について】

- ①短答式・論文式ともに高い事務処理能力を問われる出題内容だった。一部の優秀な人間を除けば、いわゆる基本書を読んで理解するだけでは足りず、結局従来と同じく予備校答練を受けるなどして短時間で問題を解くトレーニングをしなければ対応できない試験だったと思う。法科大学院の授業が終了してから新司法試験まで準備期間が約3ヶ月あったが、法科大学院で学んだことを復習するためというには長すぎる。これは暗に、予備校へ行けというメッセージが込められているのではないかと疑ってしまう。②逆に、法科大学院において日々取り組んできた「深くじっくり考える」力を問う試験ではなかった。法科大学院卒業生を対象とする試験ならば、試験時間を一杯まで使って1つのテーマについてじっくり考えさせる出題というのもあってよいように思う。もっとも採点しなければならないという制約上、そのような出題は難しいのかもしれないが。③なお、1問当たり2時間の試験問題としては重すぎたものの、出題内容それ自体はよく練られた面白い問題だったと思う。
- 「法科大学院での教育を踏まえて」出題すると、各法科大学院で扱う内容が異なることから、不公平にならざるを得ない。一方で、旧試験のような問題にすると公平ではあるが、法科大学院の教育を踏まえていないとの批判が出る。結局はバランスだと思うが、今回は前者に傾きすぎていたと感じる。今後はもう少し公平さに気を配るべきである。同様に、採点基準の公表についても検討の余地があると思う。
- 全体的に予想していたより難しい試験だった。各法科大学院の授業内容によって試験の結果に格差が生ずるのではないか。
- もう少し大学院の授業内容を取り込んだ内容にして欲しかった。
- 試験が知識偏重、論点重視に陥るならば、法科大学院制度は、形骸化・崩壊の途を辿らざるをえないだろう。受験者数における合格者数（枠）の割合が現状より改善されることがないという前提に立つならば、どれほど質の良い教育を法科大学院で施されようが、受からなければ、それを生かすことが不可能となるからだ。例えば、法科大学院での成績や学習過程を、何らかの形で試験での加点事由とするようなことができなければ、新司法試験も、現行の司法試験とほとんど変わらないものとなり、徒に科目数が増え、学生の負担が増加する分だけ、後者よりもさらに弊害が増すことも考えられる。もちろん、実務家となる前提として、最低限の知識（思考力等も含む。）は必要であるし、それが不足する者に資格を与えることはできないだろう。ただ、現在の合格枠では、それを満足していてもなお、合格することができない学生が増加し、予備校がより活躍することになるだろう。
- 法科大学院教育は学生を法曹にさせることに存在意義がある。卒業生の大部分が法曹になれるのなら、法科大学院制度は制度矛盾である。私は法科大学院教育と新司法試験制度との関係、あり方を考えるにあたっては、医学部教育と医師国家試験との関係、あり方が非常に参考になると考える。医師国家試験を管轄するのは厚生労働省であり、医師であるために最低限必要なのは何かの判断は厚生労働省が行う。そのため医学部教育のカリキュラム設定に厚生労働省が関与する。新司法試験を管轄するのが法務省であるなら、その試験をクリアするには何が必要かをよく知るのは法務省である。学校教育の問題だから自分たちに管轄があり、自分たちに制度の方向性を決める権限や能力があるなどと文部科学省官僚は思ってはならない。合格に必要な勉強（試験対策）をやろうとする行為に対して、法科大学院の予備校化を防ぐためにそのようなことをしてはならない、などの外的な規制権限を発動してはならない。法科大学院制度が崩壊せず、安定的な法曹供給母体として定着するためには、出口を見据えた上でのカリキュラム設定および教育が根幹と考える。法務省と文部科学省の意思統一、すり合わせは喫緊の課題である。《原文1860字を要約》
- 授業と試験のつながりがよくわからない。
- ロースクールでやったことが生きる試験にしてほしい。
- 大学院の授業のコマ数は限られているため、試験範囲を網羅するのは難しいですし、仕方がないことと思います。
- ロースクール制度の矛盾、当初の理念と現実の乖離を感じる。社会人経験者を幅広くとるとか、ロースクールは司法試験の予備校ではないとしておきながら、択一、論文共に相当な難度であり、従来の現行試験で知識の蓄積がある人や、ロースクールの授業で司法試験に関係のない科目は手抜きをし、試験対策ののみに力を入れた人が勝つ試験のように感じる。
- 一人で本を読む勉強だけでは対応できない。授業で積極的に演習を行う必要があると思いました。
- プロセス重視の法曹養成の一環としての試験のはずが、結局、一発勝負。

- ・結局、競争試験であって、当初の法科大学院設立の理念を達成する余裕は、各大学院ともなくなっていくように思えた。大学院が濫立し、入学審査もそれほど厳格でないことからすれば、仕方ないのかもしれないが。
- ・新司法試験は、全体として、法科大学院の授業をまじめに受講した人がよい成績をとることができる試験だったと思います。また、試験の内容もそれほど高度な知識が問われているわけではなく、基本的な理解があれば知識面は十分だと思いました。その意味では、おおむね適切な試験だったという印象です。プレテストの段階では、問題文が力作で、その分記述の時間が長いという印象でしたが、本試験では、問題文の分量が制限され、記述の時間が確保できるように配慮がされていたと思います。もっとも、だからといって、簡単な試験だったとは思いません。過去問がないこともあり、何を書けばよいかわからない問題も多かったです。結果待ちをしている現在、全国の受験生が不安な日々を過ごしていることと思います。一つ残念なのは、新司法試験の試験科目の多くが、法科大学院の最終年に受講しない科目であるという点です。法科大学院の3年次には、発展的な科目が開講されます。それらの科目は、実務的に重要なものばかりですが、新司法試験には直接関係しません。法科大学院では、3年次に単位を整えないと法科大学院を修了することができないことから、3年次になって新司法試験とは関係のない科目を多く履修することになります。そのこと自体はよいことだと思いますが、法科大学院の3年次は、新司法試験の前年でありながら、新司法試験へ向けた勉強ができないというジレンマを抱えた時期になります。発展的・実務的な勉強をしたければ新司法試験の勉強ができず、新司法試験の勉強をすれば発展的・実務的な勉強ができないということになります。どっちつかずになってしまうのです。この点は、残念だと思いますが、しばらくはやむを得ないものと思います。
- ・法科大学院の授業と新司法試験の内容がかけ離れている感がある。
- ・法科大学院の授業と課題を真面目にこなした者が合格できる試験であっていただきたい。

【試験全般についての意見】

- ・①長い問題文を読み、資料を参照し、問題点を把握して、答案構成をするのにかなりの時間がかかる。問題点を把握してどの線で行くかを定める10-20分で勝負が決まるような気がしてならない。それが法律に対する筋のよさであり、リーガルマインドであるといわれればそれまでであるが、試験の重圧の中で実際に解答を書く時間を考えると、時間的には厳しいと総じていえると思う。②論点が多数ある場合に、薄くでも多くのことを指摘するべきなのか、自分が重要と思うものをクローズアップして論じた方がよいのか、それとも、いずれでも評価されるのか、少なくともそれについては司法試験委員会にアナウンスしてほしい。「良好レベル」と評価された答案で論じ方の異なるものなどをあらかじめ受験者の合意を得て数通公表するなどしないと、結局まじめに勉強する気のある者が迷い、予備校に頼りたくなるのではないかと思う。
- ・短答は知識重視（公法・民事）、（刑事はやや事務処理重視）。論文は思考力・応用力重視になっていた。この役割分担は良いと思う。
- ・法曹への登竜門のはずが、特定少数説の妥当性を示す場となっている科目があり、法の原則・趣旨と限界の理解を問うべき件で、これを十分に発揮できない。又、時間制限をもうけた趣旨を、「時間内に述べるべき重要点」を指摘させることに置いている嫌いがある。しかし法曹たるからには、少しでも議論する価値が見出せるからには、当事者のために議論の対策にしてい姿勢が求められるのではないかと。とすれば、制限時間を十分に使えば、与えられた事実を消化できる形式で出題して頂ければ、と考えます。
- ・予備校や一部法科大学院に対するブラフなどの政治的要素が多すぎて、なにがしたいのかよくわからない感じがする。プレテストの方がよほど練られていて良い問題（特に民事系、民訴はすごいと心底思った。）だったと思う。
- ・「当日気づけば高得点、気づかなければ失敗」というような問題はやめてほしい。
- ・努力すれば解けるようになる問題ではなかったと思う。運・不運がかなり影響する問題だったと思う。
- ・サンプル・プレテストと本試験に差異があり、目標を立てた勉強がしづらかった。
- ・あてはめを重視し、今までの授業の成果や、自己の経験を評価するような試験をなさりたいのなら、様々な知識や経験をもつ多様な法曹人を合格させようとするのなら、今回の試験でそれをどこまで評価できるのか、疑問もあります。
- ・社会人経験を持つ者を多く法曹にさせる目的があるにもかかわらず、今までと変わらない択一と論文の試験だけで選考することに問題がある。

- ・批判は必ずあると思うが、私は現行の新司法試験のあり方がとても気に入りました。択一問題はすこしハードでしたが（年齢のせいか）、論文試験はどの科目も読むだけでおもしろく、長い時間もあっという間に過ぎてしまう。旧試験のような抽象論はロースクールの中で勉強すれば十分であり、各人が自己責任で自らの理論構築をなすべきと思う。合否はさておき、とても楽しい試験でした。
- ・全体を通じて、第1回の新司法試験の問題にふさわしい批判も恐らくあまりないであろう問題だったと思います。
- ・短答・論文ともに内容が多量に過ぎる。出題者は担当の科目でも、受験者は、その全てを検討・吟味せざるをえないという立場の違いを理解しているのか。
- ・現行と変わらないのは、意味がないと思います。
- ・系統ごとでなく、純粹に科目ごとに時間を区切ってやる方が、各科目の正確な力が、答案に反映され、ベターだと考えます（特に論文集）問いた順番によって、点数が大きく変わってしまうのは、受験生にとっては本当にやり切れないからです。
- ・選択科目の位置付けがよく分からず困惑した。3年の勉強が7科目に集中してしまい、他の科目（例えば、労働法選択ならば経済法や知的財産法）がほとんど勉強できなかった。そして、新司法試験を受けてみて、さらに7科目に特化して問題抽出能力や論証力を磨かなければ、合格することができない試験であると思った。

【短答式試験について】

- ・短答の試験時間にあたり問題数を旧試験なみに減らしてほしいです。
- ・足切りはなくしてほしい。
- ・足切りはやめて欲しい。
- ・個人差にもよるが、短答で足切りがあるので、そのことが気になり、期間中論文試験の準備に集中できないことがある。
- ・択一試験は、アシキリの最低点をもっと下げるべきだと思います。択一で問われている知識は、すべて実務家が「記憶」しておく必要のあるものとは思えません。実務家としての”常識”的な内容を問い、それにすら答えられなかった者のみアシキリする、という方式がよいように思います。その意味では、医師国家試験の禁忌肢のようなものがあっても面白いかもしれません。
- ・択一試験の足切点をクリアする程度に、時間内に得点できる学力を要求されるにしても、迅速な事務処理能力を要求されすぎている感がある。
- ・短答式試験では最新判例が多く取り入れられており、よかったと思う。
- ・択一問題についても、知識偏重の傾向はあったものの、過度に細かい部分について問われるものではなく、大旨適切であったように思う。
- ・択一に関しては、あまり知識偏重ではなかったのは評価できます。
- ・択一問題：現行試験のものにくらべて、出題の仕方が素直で、内容もそれ程難しくないので感じた。
- ・短答式については、問われている知識はそれほど細かすぎず、適切だったと思う。ただ解法のテクニックはある程度必要なので、答練などで相応の訓練をすることはやはり必要だと感じた。
- ・択一に関しては基本的な事項を聞かれていると思うが、カバーすべき範囲が相当広いため、しっかりした対策をとらないと、正確に回答するのはむずかしいと感じた。
- ・択一式試験は、プレテストと比べてかなり改善されており、現行試験で択一の得意でなかった人も高得点を取ることができる問題だったと思います。
- ・短答式の対策は100%予備校に依存。本末転倒である。
- ・短答式について：ロースクールでは発展的学習に重点を置いているので、細かい知識は自習するしかないが、どの程度が「基本的な知識」として必要とされているのかわからずとまどった。
- ・論文試験についてはほぼ適切であったと考えるが、短答式については、内容はともかく量が多すぎると感じた。
- ・短答式試験では明らかに「条文を見ればわかる」ような知識を「時間を割いてつめこまねばならず、ロースクールの精神に合致しないばかりか学生の負担になりすぎます。出題の仕方を考えるべきだと思います。
- ・民事系・刑事系の短答式試験については、特に問題はないと思いました。

【論文式試験について】

- ・論文式試験については、かなり難解でしたが、全体としては良問だったと思います。特に、憲法、行政法、会社法、刑法は、(極めて難解ですが)よく練られている良問だった
- ・論文問題はどれも考えさせるいい問題だったと思います。
- ・論文の採点の裁量が大きくなると思う。(問題が難し過ぎて、受験生の出来が悪かった。)→不公平になる。ただし、合格率を高くすれば、それほど問題ではない。
- ・論文の量が多過ぎる。民事・国際私法は授業範囲をこえている。
- ・論文試験問題はもう少し素直な方がよい。こだわりすぎの感が否めない。
- ・あれもこれも聞こうとしすぎ。設問を絞るべき。
- ・問題文が長すぎる。
- ・実際の試験では答練とは違った問題点があった。たとえば、防衛の意思の要否。取調べか強制処分か等。対立が激しい論点、いずれの立場に立つべきか迷った。(採点者の顔色を正直考えた)表現の自由が侵害されて財産的損害の賠償が認められるのか、等迷った。
- ・論文問題：法科大学院での授業を踏まえたものであったと思う。
- ・論文試験に関して、思考力よりも、作業量の多さから、事務処理能力を問われているように感じてしまいました。
- ・タネ明かしされればな一んだと思うような論点を聞かれていたことに気付かないという意味で大変難しかった。
- ・試験委員がどのような人を求めているのかよくわからない問題だった気がする。また、憲、民、刑、刑訴、民訴と行、商で求められているものが異なっているというか試験委員間で目指す(とりたい受験生がどのような人か)方向が一致していない気がした。
- ・科目間であるべき問題の方向性についてしっかりと検討して統一的な方向を提示すべき。
- ・論文は問題が難しすぎて的外れなことを書いてしまうおそれが大きいと感じました。そのため、ある論点をどうか以前にどの論点を書くかで勝負がついてしまうように思います。そのうえ、時間がないので、法科大学院で深く学んだことを書くことはできず、通り一辺のことを書いて終わりという印象です。それから、問われている論点がそれほど有名な論点ではない問題も多く、もう少し主要なところを聞いてほしかったです。授業との関連性は科目ごと授業(先生)ごとで試験に直結するものもあれば、そうでないものもあります。
- ・論文式試験については、未だ出題趣旨が発表されていないので、上記(3)dについては回答することができません。ただ、どの科目の問題もよく練られており、予備校には作成することが不可能なものばかりだったので、日常の学習態度が問われる試験であり、これが新司法試験のあるべき姿なのだと思います。
- ・思考の問題で良質にはなっている。論文はやや難。
- ・会社法など、プレテストと傾向が違いすぎる。

【問題の量に比して試験時間が短い】

- ・良問なのか悪問なのかわからない。時間をかけてじっくり検討すれば、基本的事項にたしかえるのかもしれないが、そこに到達するには問題の量に対する時間は足りなすぎる。
- ・公法系・民事系・刑事系：いずれについても、特に論文は問題の量に比べ、試験時間が短すぎる。旧試験に比べて、じっくり考えて事実認定もきっちりとやることが期待されていたものと思われるが、旧試験以上に時間がなく、じっくりと考える余裕などなかった。
- ・基本的な問題を出題して下さい。一見複雑だが、実は基本を聞いている問題が出題されていると思うのですが、複雑な部分を限られた時間でよみとくのは困難です。時間が少なすぎるので(現行(旧試)より長いといっても、問題文がそれ以上に長く、事案も複雑になっているので、時間は短くなっていると思います)。
- ・全体的に(特に論文式では)時間不足であり、柔軟な思考力・応用力を駆使する暇がなかった。いわゆる脊髄反射で解答しなければ時間内に答案を完成させることは不可能であり、制度の趣旨に適合しなのではないかと感じざるをえない。
- ・ほとんどの受験生が時間と戦い、書きたいことを省略しながら、解答しています。この、何を省略したかで、合否が分かれるのは残念です。採点基準の設定によって、誰もが合格する可能性があり、誰かが不合格になる可能性があるような気がします。少なくとも、刑事系は、問題文に明示されていますので、個々の論証より、事実の摘示の方に多く配点していただきたいと思いました。
- ・書くことがありすぎて考えていたら時間切れになるというのは新司法試験のあり方として良いとは思いません。(1問多いと思います)
- ・問題文が複雑であり、かつ、論点が多く時間が足りないと感じることが多かった。プレテストと難易度に差を感じた。

- ・論文試験は書くべき内容をすべて書く時間はなく、それらの取捨選択が難しかった。そのため、合格水準の答案がつかみにくかった。
- ・択一、論文、通して、時間不足を感じました。択一では刑事系で特に不足したため、問題全てに目が通せませんでした。また、論文では、全科目を通じて、資料を読み、論文を書き上げるだけで、精一杯で、暫く考える時間や見なおしをする時間等がほとんどありませんでした。
- ・問題の量に比べると、考えたり書いたりする時間が少ない。(論文について)
- ・論文式について：検討すべき事項が多すぎて、時間が足りなかった。
- ・もう少し時間をかけてじっくり解いて書きたい。
- ・時間に比べて処理量が多いようでした。
- ・全体に、問題文・論点ともに多すぎて、時間との戦いになった。
- ・試験時間が短い。

【試験委員のいる大学との不公平感についての意見】

- ・一部の大学で問題漏洩に似たことがあったと聞いている。
- ・●●ロースクールの授業で扱った問題が出題されたという話を聞きますが、公平性は保たれていますか。
- ・問題漏洩があったと思う(特に民事の債権譲渡の出題は●●大学院や××大学院(どうもなぜか●●の授業を履修した)の学生には伝わっていたように思う)。
- ・民事系の設問3が、●●大学法科大学院で取り扱った問題であるらしく、そのような出題は不適切・不公平であると思う。
- ・民事大々問で、●●の先生が●●の生徒に有利な問題を作ったといううわさがあります。事実確認をお願いしたいです。
- ・民事系の大大問では、試験委員の●●先生の専門分野からの出題であり、もっと公平の観点から問題を作成してほしいと思いました。また、現行試験では、●●大学の●●先生、××先生はゼミ生に問題を漏らすということが度々あったと聞いていますが、予備校の存在が無価値となれば、口の軽い先生のおられる法科大学院に生徒が集中することもあるかと思しますので、厳正に試験委員の選考をしてほしいと思います。
- ・①試験委員がいる大学が強い。②民事系に関しては、△△大の●●先生が一問目は会社法、二問目が民法、民訴と授業中に指摘していた。③民事系大大問小問3は●●が●●の授業で最後にやったところからの出題。④要件事実が出るとの噂も他校から流れてきた。
- ・特定の試験委員が重点的に研究している論点を出題することの是非は、全国的に議論して欲しい。非常に不公平な試験だったと感じる。
- ・特定の試験委員の問題を知っているか否かで、合否が分けられるかのような問題があった。特に、刑事訴訟法は、その典型例と言えると思う。特定の問題意識の知・不知で合否が決まってしまうことは、法的思考力を試す試験としてふさわしくない。試験委員の先生がいる大学院とその他の大学院との間で不平等が生じる。したがって、この点は、改善すべきである。
- ・試験委員のいる大学と、いない大学の格差が出やすい設問だったのでは、考える。
- ・試験委員に教わるかどうかによってかなり有利不利があると思われるし、そういう出題傾向は好ましくないと思います。
- ・公法(憲法)において、特定の先生(●●先生?)の傾向がそのまま、かつ直接教わった学生にはわかるがそうでない学生には面食らう形で聞かれるなど、試験委員に直接習った学生に有利な設問であったように思われる。学校間で不公平のないように、特に試験委員のいる学校に有利になるということがないよう細心の注意を払って頂きたいと思う。
- ・試験委員の間でも、個別のロースクールの教員になることが許されるというのは、公正性を損なうおそれがあると感じました。
- ・試験問題の基となった判例・事例・論点等を扱ったこととなる法科大学院の学生とそうでない法科大学院の学生とで明暗が分かれたように感じられました。学生の能力や勉強・不勉強以外の合否を分ける要因としては、ちょっと大きすぎるのではないのでしょうか。これを「運も実力のうち」と片付けてしまえば、旧試験と大して変わらないような気がします(どこの予備校で同じ問題が出たとか。しかも予備校は何校でも受講できましたが法科大学院はそうもいきません)。不勉強だった負け犬の遠吠えでしょうか。
- ・非常に不公平感がありました。ある先生の論文や本にかかれてあるものがそのままに近い形で出ているところがあり、それを読んでいるのとそうでないのとで差がつかねない状況がありました。

- ・試験委員の先生方の顔ぶれから問題を予想する院生もみられたが、今回の試験はその試験委員の先生方の専門に振り回された気もしないではない。不勉強を棚に上げるつもりはないが、自分が勉強してきたことが、発揮できないのは遺憾。試験がよくないのか院の教え方がよくないのか、ぜひ検討していただきたい。

【合格率についての意見】

- ・今後の合格率の低さについては、合格者数を徒らに増やすというのではなく、ロースクールの定員の削減、それに伴う補助金獲得、など多面的な対策が必要と思います。留年率を増やす方法は、多大な経済的負担を強いることとなり、適切ではないといえるでしょう。
- ・本番一発勝負の旧試験に対するアンチテーゼとして、大学院教育というプロセス重視の新試験が生み出されたはず。大学院での授業自体は「考える場」の設定としては申し分ないが、上に挙げた理由で、結局は予備校等に解法・テクニックの伝授を頼らざるを得ない。そして、現実には、予備校型の勉強のみをしてきた者でも大学院というプロセスではじかれることは皆無に等しい。これでは、旧試験時代に舞い戻ってしまうのではないかと危惧する。そもそも、三振制度は、総受験者の中から7～8割合格するという前提でのみ合理性を有するのでは？現状では、真に受験者たる資格を有しない者まで受験し、「時間」内に答案を仕上げるテクニックを駆使して合格していくのではないかと。三振制度の合理性に疑問である。私は、大学院教育においてアウトプットの機会が十分とれないことは多少やむを得ないことだと考えている。しかし、それならば、せめて進級・卒業認定を厳格にすべきで、あると思う。そして、教授の方々は、自らの教え子をどうしても可愛がってしまうので、全国統一の厳正な進級・卒業判定試験を課すべきだと思う。そうすれば合格率も自然に7～8割に近づき、予備校偏重もくい止められると考える。以上、愚痴っぽくなりましたが、今回の試験を受けての私の感想です。
- ・合格率が4割（そして、今年度以降も下がる）ならば、他の業界の優秀な人材はやはり会社を辞めてまで挑戦しなくなると思う。このことは広く優秀な人材を集めるという法科大学院の理念に反するし、人材獲得政策として失敗ではないか？結局学部を卒業した（ある意味無鉄砲な、そしてこれまでも変らない）若者しか法科大学院に入らないのではと思う。
- ・合格率が低すぎる。それにつきる。懸念されるように、合格率をあげることが法曹の「質」の低下を招くことには直結しない。合格率の低さが、全ての法科大学院の教育内容を試験対策に走らせる。法曹になったときに役立つ、素養や学識をどれだけ学生に与えてくれるかが各法科大学院の価値を決め、又、その差異化に繋がらなければならないはずであろう。そのためには、少なくとも上位のロースクールではほとんどの学生が試験対策をしなくても合格でき（その分、試験レベルを超えたより高度な教育を提供する）、他方で下位のロースクールでも勉強すればほとんどの学生が試験には合格できるようにしなければならないのではないかと。また、合格率が8割であったとしても、学生は試験に落ちてはならないと懸命に勉強するものである。そもそも、法曹に要求される能力は法務省が画一的に決めるという発想が気に食わない。法務省は、法曹志望者が「質」（それも試験合格者の極端に少ない人数制限によって決まる）を備えないという理由で、過少な法曹人口維持し、地方を中心に全くリーガルサービスを受けられない人をたくさん生んでいる。十分な法的サービスを受けられない多くの人を生んでいるのに、その人たちを犠牲にしてまで要求される法曹の「質」とは一体なんなのだろう。
- ・合格率が低ければ、どうしても受験偏重になってしまい、法律家としての真の勉強ができなくなってしまう。試験の結果と合わせて2年間法科大学院で勉強し、単位をとってきたことも評価してほしい。
- ・入学前は、7～8割の合格率といわれていたのに、途中で合格率の変更をすることは一種の詐欺だと思います。
- ・合格者数が少な過ぎる。98～99%は合格させるべきである。
- ・合格者数を増やしてほしい（今になってわかったことではないが、昔言っていたことと大幅に異なる）。
- ・合格率が低いままでは、結局授業よりも試験対策に重きを置く傾向が生じてしまうと思うので、できる限り合格率を高める対策をとる必要があると思う。

- ・法科大学院間でバラつきのある合格率が予想される。カリキュラムを柔軟に変更できるよう、文科省の拘束を緩めるべき。そうでないと「外れ」の法科大学院に入学した学生は、貴重な時間と授業量を無駄にすることになる。各法科大学院の理念で個別の学生の人生を左右してはならない。「どの学生も」法科大学院で勉強することが目的でなく、法曹資格を得ることが目的である。この目的と両立しないなら、各法科大学院の理念は、自己満足でしかない。今後も同様の「法曹資格を得るための」試験が続く以上、速やかな改善が望まれる。

【採点基準や回答等の公表について】

- ・①採点基準がどのようになっているのか全くわからないので、基準を明らかにしてほしい。②構成が違えば当然書く内容も変わってくるはずだが、期待された内容ではない内容を書くと評価はどのようにされるのか知りたい。
- ・論文式について、合格発表後にでも、詳細な採点基準や合格水準答案などを公開し、法科大学院の授業や学生の勉強に役立てることができるようにすべきである。
- ・問題作成の際に、短答式であれば正答の番号が、論文式であれば出題の趣旨が既に示されているはずなので、問題を法務省ホームページで公表する時に発表してほしいです。
- ・論文式については、どのような答案が要求されているのかいまひとつ分かりづらいところがある。できれば、出題趣旨の公表を、採点の結果も踏まえるなどした詳細なものにしてほしい。
- ・模範解答の公表。
- ・出題趣旨、意図をもう少し詳しく出すべき。例えば、周囲には、判例の文言、をそのまま再現できないと評価されないと思い、ひたすら暗記しようとする人もいたが、それは、勉強法として非効率であり、また意義も小さいと思う。学生がどのような勉強をすべきなのかを、もう少し明らかにした方がよいと思う。

【予備校の必要性についての意見】

- ・試験内容からすれば、悪しき論点主義を排除することは可能であるように思えた。だが、一定の知識は必要であり、それを法科大学院の授業のみで十分とは到底思えない。また、文章を作成する能力が必要であるが、その点についても法科大学院での対策は不十分である。法科大学院が何もしなければ、予備校の必要性は高まってしまうのではなかろうか。予備校が悪しき論点主義に固執しているとは思えない。このままでは法科大学院は社会的信用を失うことは必須である。尚、会場では予備校のテキストを見る者が多数であった。
- ・後輩へのアドバイスとしては、やはり予備校のテクニックが役に立つので、「法科大学院に行けば大丈夫」と思わないこと、と言いたい。
- ・択一の足切りが各科目40%以上という基準だけでなく、総合点でも行われるという話を聞きます（法務省の説明からもそのように読めます）。仮に、総合点による足切りが行われるとすれば、相対的な競争ですから、必然的に受験生は択一に集中することになり、旧試験と同様、択一の準備に精力を注ぐ事になります。そうすると、択一科目数の多さ、知識問題の多さから、必然的に暗記中心となり、ますます法科大学院の授業とかけ離れます。択一の比重が増えるということは、結局予備校による受験対策に頼ることになり、受験生は法科大学院の学費と予備校費用という二重の負担を強いられることになります。
- ・試験を重視する以上（合格率が高くない以上）、予備校に通わざるを得ないと思う。→「新」司法試験と名乗るほどの変化は無い。

【試験日程についての意見】

- ・過酷な試験日程は法務省による人権侵害だ！とも思われるくらいに体力的にしんどかったです。
- ・体力が持たない。
- ・予想以上に、体力勝負であると感じた。
- ・試験の精神的・肉体的ハードさ。
- ・思っていた以上に、精神的にも体力的にも疲れました。
- ・とにかく、体力的にも精神的にもかなりきつかったです。
- ・日程が厳しすぎる。
- ・日程がきつすぎる。制度設計がおかしい。
- ・日程がタイトすぎる。
- ・試験日程がタイトで厳しいと感じたので、日程の変更の検討を。日曜日が間に入ってもきつかった。
- ・拘束時間が長く、体力勝負の試験になっているので、例えば2週に分けて毎週末を試験に充てる、というように多少日程に余裕を持った方がよい。
- ・4日間はとてもしんどい。

- ・ 4日間で22.5時間、我慢比べをしているのか。
- ・ 体力的には相当きつい試験でした。来年以降は、中日の休みがなくなるそうですが、大変そうです。
- ・ 来年から4日間連続の日程となるが、体力的・精神的にちょっと大変すぎると思う。
- ・ 来年からは連続4日間の日程になる予定とのことであるが、間に1日休みを入れないと肉体的に相当きびしいと思う。
- ・ 今年と異なり、来年は相当苦しいのでは。つまり、来年は4日間連続の日程だが、これを、今年と同じように1日休みを設定した方がよいように思う。
- ・ 精神的・体力的に大変過酷。来年は中日の休みがなくなるとの説もあるが、そうしたら故障者が続出するのでは、と思う。
- ・ 中日の休み(日曜日)は必要と思います。体力的に非常にツライ試験でした。
- ・ 今年は中一日空いたが、4日連続だと体力的に相当きつい。択一と論文の間に一日空けるのがよいと感じた。
- ・ 今年は間に1日空き日があったから良かったものの、4日連続の試験は体力的にも精神的にもつらいです。来年も1日空き日を入れた方がよいのではないのでしょうか。
- ・ ハーフタイムの日は、来年以降も設けてほしい。4日連続だと、死にそうになると思う。それは、必要以上に苦痛を強いるものであり、真の実力をはかれない。
- ・ 4日間の試験は体力的精神的に限界である。旧試験の論文試験の2倍くらいきつく感じた。そのためか、緊張の連続の中、読み間違い等、簡単なミスを連発した。択一試験と論文試験は日程を分離させるべきと思う。
- ・ 4日間連続では体力的に無理がある。2日目と3日目と1日休みがある日程を、来年以降も続けてほしい。
- ・ 新試験は心身に大きな影響を与えた。その点につき、十分に検討してほしい。特に試験日程を早めることはできないかについて再検討を希望する。
- ・ 1日目の短答式試験の試験時間計5時間30分、2日目の論文式試験の試験時間7時間が2日連続で行われたのは、体力的に大変だった。中休みは必要不可欠だと思う。また刑事系は短答式問題と論文式問題を最終日で行う等、一日目の負担を軽減すべきだと思った。
- ・ 来年以降は4日連続で実施する方針とのことですが、4日連続はやめてほしいです。体調をくずす原因になります。また、たまたま体調が悪い時期に当たった人(特に女性など)にとってはかなり不公平です。中には仕事に就く人もいると思われます(2回目以降の人など)。そこで、『土日→土日』と実施するべきだと思います。4日連続で実施する必要性について、何ら説明責任が果たされていません。せめて今年のように1日の中休みが必要だと思います。
- ・ 択一と論文を、現行試験のように分離しても良いのではないか。
- ・ 択一試験と論文試験との間隔をあけてほしい。
- ・ 短答式試験で疲れきった頭で続けて論文式試験を受けるのはやはりつらいです。短答式と論文式の間で一週間ほど頭を切りかえるための期間があればありがたいなと思いました。
- ・ 日程が体力的にきつすぎる。科目減を望む。科目数を維持するのなら、短答と論文を分離する方がいい。
- ・ 試験範囲と日程がきつすぎる。せめて手形小切手法ははずすと明言してほしい。
- ・ 一発勝負の旧試験より過酷なスケジュールをロースクールのプロセス教育を経た人間のための試験で組むのはおかしい。むしろ、一発勝負の旧試験こそこのようなハードな日程にすべきだ。
- ・ これからは中に1日あけない方がよい。
- ・ 試験が数日間にわたるので体力およびメンタル面での自己コントロールを要求される試験であると感じました。これらの事項については、法科大学院の先生方から教わるといった性質のものではないとも思われますが、法曹になった後においても重要であると考えますのでなんらかの機会にご助言等をいただければ学生側としてはありがたいと思う次第です。
- ・ 択一と論文を同一時期に行うのは、試験自体もさることながら、対策の立て方が同時並行になるため、思った以上に負担がかかると感じた。
- ・ 4日間の集中日程で、短答7科目と論文8科目を実施する場合、試験の準備をする時間の配分が難しい(また不安になる)。

【会場の設備等に問題がある】

- ・ 大阪会場(マイドーム大阪)は、二人用の机でしたが、とてもゆれて書くとき大変でした。
- ・ マイドーム大阪の机があまりよくなかった。
- ・ 大阪市で受験したが、2人に1つの机で、隣の人が筆記する間中机が不可避免的に揺れるなど、会場面での不都合を感じた。

- ・ 4日間の肉体的にもかなりハードな試験なので、机やイス、空調等の環境も重要になってくる。設備を向上させるか、不公平がないようにして欲しい。例えば、大阪会場は第1会場と第2会場では机が違い、第2会場の方が広くて安定した机で快適だったらいい。
- ・ 東京会場の場合、試験を行う部屋によって、電燈の明るさが異なり、やや暗い部屋で受験したので細かく小さな字を読むのに苦労してしまった。そのような外的条件の平等性もしっかり確保してもらいたいと思った。
- ・ 会場の運営、場所の選択があまり適切とは思えません。せめて、机とイスだけでも改善していただきたいと思います。
- ・ 会場の設備が悪かった。休み時間や試験準備の時間を廊下ですごさなければならず、控え室くらいは用意してほしかった。また、長机に二人掛けで受験したが、机の材質が軽かったせいか、やたらと揺れて気になった。
- ・ 会場について、長机に2人掛けだったが、机の揺れ等、隣の人とのトラブルという試験以外のストレスを生じさせるから、やめてほしい。
- ・ 試験場の設備が酷すぎる。イスがパイプイスとはどういうことか。休憩室には机がなくイスのみ。昼食の取り方を考えていない。
- ・ スタッフの動き、会場設営が悪い。一人一机希望。
- ・ 会場での扱い（500人以上の人が地面に直接座って昼食をとる光景は異様）。
- ・ 昼食時、会場外へ追い出すのなら、食事をするスペースを確保してほしい。
- ・ 試験会場などのハードを改善すべき。
- ・ ①机が可動式だと揺れるので、固定式の方がよいと思う。②試験会場の数を増やしたほうが良いと思う。
- ・ 試験会場について、大阪市を試験地とする「マイドーム大阪」での試験場では、昼食を摂る場所が倉庫としても利用されており、昼食休憩中も資材等の搬出が行われ、受験者にとっても、搬出を行う係員にとっても不都合があった。又、「自習室」として案内されたのが右倉庫で、もう少し正当な扱いを期待できないか。
- ・ パイプ椅子は負担がかかりすぎる。
- ・ 長時間の試験であり、体力的負担が大きいです。それが必要とのご判断ならば、試験室内の配置に配慮があるべきだと思います。たとえば、最前列の受験者の視界内で、トイレ休憩者を誘導したり、監督員の方々が相談をしたりしたのは、受験者の公平への配慮が足りないと感じました。また、長時間の試験をするには、人と人との間隔が狭すぎると思います。ストレスが溜まりました。
- ・ 教室、机、椅子などの受験環境が悪かった。
- ・ 体調を崩した時のための救護体制の充実。横になりにくいのがつらい。机も椅子も硬すぎる。
- ・ 机が揺れる。

【座布団・ひざかけの使用を認めて欲しい】

- ・ 硬い椅子に長時間腰掛けていることになるので、座布団等の使用を原則許可にしてほしい。冷房対策としてのひざかけの使用も、原則許可にしてほしい。
- ・ 試験場の空調は、日によっても強さがちがう（会場によって違うことはもちろん）ので、特に長時間かつ数日にわたる新司法試験においては、体調を崩さないためにも、ひざかけ・座布団の類は、認めるべきだと思う。大阪会場では、ひざかけ・座布団は事前申請がない者は医者診断書がないと認めないなどと監督官が言い、びっくりした。脱いだ服をひざにかけるのはいいが、ひざかけには医師の診断書が必要という合理性はどこにあるのか疑問である。どっちみちイスの固さや高さは、全国の会場でちがうのだから、座布団で条件が変わる故みとめないということも理由として合理性がないと思う。
- ・ 長時間硬いイスに座り続けるのだから、座布団使用を認めて欲しかった。
- ・ 防寒用のひざかけストールの使用について、教室に配置された試験官が使用の可否の判断がつかないからとしてしばらく使わせてもらえず、寒いまま受験させられて不満に思いました。
- ・ 座布団の持ち込み等の運営基準をもっと明確にして欲しいと思う。

【試験監督に問題があった】

- ・ 試験場において、突然、座布団禁止と言われたり、定規禁止といわれたり、連絡の不行き届きが目立った。
- ・ 定規は持ち込まない、ペットボトルはいいがボトルカンはだめ、などといった点で、試験監督の注意がやや細かすぎるのではないかと疑問に思った。

- ・試験監督の人が時間配分を間違えたのか、名前、受験番号、受験地を記入する時間が少なく、あわただしく試験が開始された時があった（論文選択科目開始前：試験会場名古屋市）。できれば、名前・試験地等を先に記入させて欲しかった。
- ・試験監督の方（法務省から民間委託されたと思われます）が張り切っていてヒステリックな対応にストレスを感じました。公正な運営というのを意識されているのだとは思いますが、4日間の過酷な試験を受験…（以下、ファクシミリの送信ミスで切れている）
- ・問題冊子や解答用紙の注意事項を読み上げる監督員は、緊張感を受験生に伝染させないようにするため、もう少し練習しておいてほしい。
- ・①会場（部屋）ごとに試験監督のバラつきが激しかった。（時間・禁止事項など）②試験監督がヒステリックだった。
- ・係員の手際が悪い。そのため、試験開始が1度約2分遅れた（東京会場第1教室）。注意をしていただきたいと思う。精神的にも動揺させる。
- ・僕は、試験官が高圧的、傲慢な様に思えたのは私だけではないと思う。中には、私と同年代の担当者もおり、もう少し敬意をもって接して頂きたい。
- ・試験監督のマナーが悪かった。
- ・一部の会場では試験時間が終了しても2分間位書き続けた人が多くいると聞いている。非常に不満の残る管理体制。
- ・運営が部屋によりまちまちのようでした。試験官の人数が足りず、受験中、問題を解くかたわらでトイレの順番待ちの状態が続き、困惑しました。
- ・試験中、トイレについて、厳しく制限された。1部屋（多人数）につき1人ずつしか出れなかった。これでは集中力を欠くし、管理する側の都合で、自然の欲求を押さえつけていたように感じた。また女性であれば4人に1人は生理中であろうに、4時間以上もの間、交換しないということはありません。不可能を強いることである。にもかかわらず、トイレに代えを持参することもできないという状況は、女性にとってあまりに過酷ではないかと思う。この点については、本当に残念だと感じた。来年以降の改善を望みます。
- ・試験問題上の注意書きに書かれていない点について、試験官の方に質問した時に、形式上の質問だったにもかかわらず、「全て注意書きに書かれているので、質問は受けない」と言われた。解答用紙一枚目を白紙にしてしまったので、その対応法を聞いたのだが、応答してくれないのは理不尽だと感じた。

【その他】

- ・受験してみて出題者側の求めているレベルがとても高いものであると感じた。私の学力不足かと思っていたら、会場のあちこちで同様の意見が多数聞かれた。どちらにしてもそのレベルまで自分を持っていかなくてはならないが、勉強するにしても資料が少ないように思う。ただ単に裁判例だけ読み漁ったり、基本書、その他法曹会の出版物だけでは、試験へむけての直接の武器にならないように感じるからである。是非弁護士会からも本試験レベルの演習問題のような出版物を出して戴きたいと思う。
- ・論文試験の注意書きで「1行ずつ空けて書いた場合は無効」との記述があったが意味がわからない。「一行ずつ空ける」とは、「一行書いては一行空ける 一行書いては一行空ける」ということか、「一行も空けずに」ということか不明。係員にきいてもわからなかった。（係員自身要らない）、無効という重大な処罰をする以上、例文を書くなりするべきでこれで無効になれば非常に不当な扱いだと思う。「リンゴを一個ずつ空けて置く」ことを考えれば前者の解釈が正しいはず。
- ・採点は慎重にしてもらいたいですが、発表まで4ヶ月は長すぎる。
- ・合格発表が遅すぎる。無職は困る。仕事をあっせんして下さい。
- ・ロースクール卒業後合格発表まで半年もの間無職の状態を強いられるのは問題だと思う。
- ・シールが一枚余りました。
- ・相対評価でなく、絶対評価にすべきだと思います。
- ・新司法試験の法文が、市販の物よりも表紙の質が悪いです。どうせなら記念になるように、もう少ししっかりしたものが良いなと思いました。
- ・民事系論文の大大問について、答案用紙のホッチキスが小さすぎて外れやすいので改善をお願いします。
- ・ロースクールを作った以上、試験はなくすべき。
- ・サンプルに対するコメント（法学教室など）において、要件事実を聞いているのでは無いとしながら、ズバリ要件事実を出すのは信義則違反です。余計なコメントは止めて欲しい。
- ・遠隔地から来る受験生の宿泊費用軽減のために協力してくれる宿泊施設を探し、斡旋すべきだと思う。

- ・教員の資質や熱意によって受験生の実力差がつきやすいと感じました。
- ・「旧試験が存続するがぎり採用は旧試験合格者からして、新試験合格者は採用しないと公言する弁護士がたまにいらっしゃいますが、このような扱いは各人の採用決定の自由、とは次元の異なる問題だと思われるので、このような意識は改善するように弁護士会としても働きかけて下さい。
- ・本件アンケートについて、公法系といっても、憲法・行政法とあり、各科目について試験に対する印象は別。このアンケートは漠然としすぎている。
- ・仕事を続けながら司法試験を受験できるような環境整備ができていないことに不満を感じる。（平日の日程や夜間通うことのできる法科大学院が少ないことなど）
- ・論文、択一ともに、どういう勉強をすればあの試験で上位2～3割に入れるのか、今の私にはさっぱりわからないというのが正直な感想だ。
- ・試験の概要がプレテスト以外ほとんど何もわからず（プレテストの結果すら中途半端な報告でしかない）、結局予備校頼みになってしまいました。予備校とは無縁の法学教育がロースクールの理念であったと思われるのですが、こんなに最初から理念が崩れているのも情報の出し惜しみ、合格率の大幅低下など、運営側にも大きな責任があるのではないのでしょうか。ロースクールの授業料が高いうえに、予備校の費用も負担するとなると経済的に余裕のない者は法曹になることができない社会になってしまうのではないのでしょうか。ロースクールで一定程度勉強した者には資格を与えるという司法改革の目玉を放棄しないしてほしい。
- ・新しい判例をフォローすべき。特に重判を読むと短答・論文共に役立つのでは。
- ・答案を書く実践演習が重要だと思いました。
- ・問題文からどの方面の論点がどの範囲で問題となっているかを把握する力が求められるが、各科目毎、場面毎に思考パターンを確立する必要があると感じた。
- ・選択科目では解答用紙の量が足りませんでした。
- ・やっぱり大変な試験だと思う。